

令和5年6月1日（木曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○説明のため出席した者	2 頁
○職務のため出席した事務局職員	3 頁
○開会宣告	4 頁
○開議宣告	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 会期の決定	4 頁
○諸般の報告	4 頁
○日程第 3 議案第43号から	
日程第24 議案第64号まで	5 頁
○委員会付託省略の議決	7 頁
○休会の件	8 頁
○散会宣告	8 頁

令和5年6月5日（月曜日）第2号

○議事日程	11 頁
○本日の会議に付した事件	11 頁
○出席議員	11 頁
○欠席議員	11 頁
○説明のため出席した者	11 頁
○職務のため出席した事務局職員	12 頁
○開議宣告	14 頁
○日程第 1 一般質問	14 頁
21番 伊藤永慈 議員	14 頁
17番 桑田哲明 議員	20 頁
1番 花田勝暁 議員	28 頁
9番 藤森真悦 議員	37 頁
3番 伊藤雅輝 議員	55 頁

○散会宣告	59頁
-------	-----

令和5年6月6日（火曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	61頁
○説明のため出席した者	61頁
○職務のため出席した事務局職員	62頁
○開議宣告	64頁
○日程第 1 一般質問	64頁
13番 外崎英継議員	64頁
2番 和田祐治議員	80頁
16番 平山秀直議員	86頁
11番 松本和春議員	96頁
○散会宣告	103頁

令和5年6月7日（水曜日）第4号

○議事日程	105頁
○本日の会議に付した事件	105頁
○出席議員	105頁
○欠席議員	105頁
○説明のため出席した者	105頁
○職務のため出席した事務局職員	106頁
○開議宣告	107頁
○日程第 1 議案第43号から議案第59号まで	107頁
○休会の件	108頁
○散会宣告	108頁

令和5年6月16日（金曜日）第5号

○議事日程	109頁
○本日の会議に付した事件	110頁

○出席議員	110頁
○欠席議員	110頁
○説明のため出席した者	110頁
○職務のため出席した事務局職員	111頁
○表彰状の伝達	112頁
○開議宣告	113頁
○諸般の報告	113頁
○日程第 1 議案第43号から	
日程第 6 議案第59号まで	114頁
○日程第 7 議案第47号から	
日程第10 議案第55号まで	115頁
○日程第11 議案第56号から	
日程第13 議案第58号まで	117頁
○日程第14 議案第49号から	
日程第17 議案第52号まで	118頁
○日程第18 議案第65号	121頁
○委員会付託省略の議決	121頁
○市長挨拶	122頁
○閉会宣告	123頁
署名	125頁
参考資料	
○議決結果表	127頁
○会期及び日程	129頁
○一般質問通告表	131頁
○議案付託区分表	137頁

令和 5 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

令和 5 年 6 月 1 日（木）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 2 号））
- 第 10 議案第 5 0 号 令和 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 議案第 5 1 号 令和 5 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 5 2 号 令和 5 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 5 3 号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 5 4 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 5 5 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 16 議案第 5 6 号 財産の取得について

- 第17 議案第57号 市道路線の認定について
第18 議案第58号 訴えの提起について
第19 議案第59号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
第20 議案第60号 教育委員会委員の任命について
第21 議案第61号 監査委員の選任について
第22 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第24 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（20名）

2番 和田 祐治 議員	4番 木村 清一 議員
5番 高橋 美奈 議員	6番 藤田 成保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田 幸保 議員
9番 藤森 真悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
11番 松本 和春 議員	12番 成田 和美 議員
13番 外崎 英継 議員	14番 寺田 幸光 議員
15番 木村 慶憲 議員	16番 平山 秀直 議員
17番 桑田 哲明 議員	18番 鳴海 初男 議員
19番 山田 善治 議員	20番 木村 博 議員
21番 伊藤 永慈 議員	22番 山口 孝夫 議員

◎欠席議員（2名）

1番 花田 勝暁 議員	3番 伊藤 雅輝 議員
-------------	-------------

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正

財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。アクリル板外したら、何か広くなったという感じするな。マスクは、御自由にしてください。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより令和5年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、藤森真悦議員、10番、黒沼剛議員、11番、松本和春議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの16日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第3号から報告第9号までの7件の報告がありました。

また、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありま
した。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了
承願います。

◎日程第 3 議案第43号から

日程第24 議案第64号まで

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから日程第24、議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの22件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、改めておはようございます。令和5年五所川原市議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第43号から議案第49号までの7件は、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第43号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第44号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第45号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第46号は、五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第47号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第48号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第49号は、令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。令和2年度及び令和3年度の新型コロナワクチン接種に係る国庫補助金の交付額確定により返還金が生じたものであります。

議案第50号は、令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,087万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ316億2,182万7,000円とするものであります。物価高騰の影響を大きく受けた

低所得世帯への給付金並びに市内事業者及び小中学校に入学した児童生徒のいる世帯に対する支援金に係る経費等を計上するものであります。

議案第51号は、令和5年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48万2,000円とするものであります。

議案第52号は、令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。資本的収入の第1款第1項公共下水道事業の企業債に850万円を増額し、同3項国庫補助金から850万円を減額するものであります。

議案第53号は、五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務において、特定個人情報の利用及び情報連携を行うため提案するものであります。

議案第54号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育委員会の附属機関として、新たに五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会を設置するため提案するものであります。

議案第55号は、工事請負契約の一部変更についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、訴えの提起についてであります。地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えを提起するため提案するものであります。

議案第59号は、つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合の共同処理する事務及びつがる西北五広域連合の規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、奈良陽子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の

規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第61号は、監査委員の選任についてであります。監査委員として、一戸久男氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第62号から議案第64号までの3件は、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員として、今悦生氏、森下典光氏、花田勝彦氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第20、議案第60号 教育委員会委員の任命についてから日程第24、議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの5件は委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の5件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 初めに、議案第60号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第61号 監査委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第61号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第62号から議案第64号までの3件は、いずれも固定資産評価
審査委員会委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第62号から議案第64号までの3件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の3件は同意されました。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2日は、議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、明2日は休会することに決しました。

なお、3日及び4日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は
5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

令和5年五所川原市議会第3回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和5年6月5日（月）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 21番 伊藤 永慈 議員
 - 17番 桑田 哲明 議員
 - 1番 花田 勝暁 議員
 - 9番 藤森 真悦 議員
 - 3番 伊藤 雅輝 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅輝 議員 | 4番 木村 清一 議員 |
| 5番 高橋 美奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 14番 寺田 幸光 議員 |
| 15番 木村 慶憲 議員 | 16番 平山 秀直 議員 |
| 17番 桑田 哲明 議員 | 18番 鳴海 初男 議員 |
| 19番 山田 善治 議員 | 20番 木村 博 議員 |
| 21番 伊藤 永慈 議員 | 22番 山口 孝夫 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（29名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝

総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	中原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会会長	森義博
農業委員会事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
環境対策課長	太田泰弘
介護福祉課長	石田幸嗣
地域包括支援課長	笠原美香
商工観光課長	工藤義人
建築住宅課長	佐藤勝
都市・交通課長	外崎洋文
経営管理課長	飛鳥順一
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲

次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、21番、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 おはようございます。市民の声を聴く孝志会の伊藤永慈です。本来であればクールビズなんですけれども、昨日県知事に宮下宗一郎さんが当選したということで、宗一郎さんのブルーのネクタイをしてきました。宮下宗一郎さんの青森新時代に期待をするものであります。

第3回定例会において、通告に従い一般質問を行います。6月に入り、水稻農家は農繁期も終わり、一段落していることと思いますが、リンゴ農家は忙しい毎日が続いております。また、コロナ禍については5類となったことから減少傾向にあり、市の産業全体の活性化が期待されるところであります。しかしながら、物価高騰のあおりを受け、農業資材、燃料等、あらゆる方面に影響しております。このことについて、市長の施策に市民は大いに期待しております。

それでは、質問に入ります。現在我が国では、少子高齢化が大きな問題となっており、このことは当市においても例外ではなく、早急に対策を講ずる必要があります。特に核家族や人口減少により過疎化が進み、当市ではバス路線や公共交通機関の廃止、タクシー業者の廃業などにより、運転免許を持たない高齢者、障害者、また自家用車を持たない方々には、病院などへの移動や、気軽に食料品や日用品を買い求めることが困難とな

っております。このような方々は、一般に交通弱者、買物難民などと言われており、生活上大きな問題となっております。

そこで、1点目の質問です。市では、この交通弱者や買物難民の多い地区をどのように対処しているのかお知らせください。

2点目の質問です。現在旧五所川原地域を移動販売車、とくし丸がイトーヨーカ堂と提携し、運営しており、地域住民に喜ばれております。今後ほかの地域での移動販売の予定があるのかお答えください。

次に、公園についての質問です。現在当市は、公園と名のつく様々な形態の施設が点在しております。例えば市民が足を止める小規模から、観光イベント開催も含めた広大な規模の公園もあります。この広大な公園は、芦野公園であります。正式名称は、芦野池沼群県立自然公園です。津軽地域では、弘前公園に次ぐ桜の名所となっており、日本のさくら名所100選に選ばれ、春には桜が咲き誇り、津軽鉄道が桜の花のトンネルを駆け抜ける光景は、心に刻まれます。また、文豪太宰治のゆかりの地でもあり、園内には文学碑や動物園などがあり、幼稚園の遠足の場でもあります。夏には、木陰を求めて散歩する人やレクリエーションの場として、秋には紅葉、冬には桜の木に雪が積もり、ライトアップにより幻想的な風景となっており、スノーシューでスノーハイクなど、年中楽しめる場所でもあります。

そこで、1点目の質問です。市の管理する公園の数とそれぞれの目的について、また一般の公園と県立公園との違いについてお答えください。

以上、一問一答形式で1回目の質問といたします。市長及び関係部署の誠意ある答弁をよろしく願います。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 おはようございます。当市の買物難民支援策について、地域別にお答えをいたします。

市では、買物に不便を感じている高齢者などを支援するため、市内で移動販売と高齢者などの見守り活動を行う事業者に対し、必要経費の一部を補助する支援制度を令和4年度に設けております。五所川原地区においては、昨年10月に当市が補助した移動販売車1台がイトーヨーカドーとくし丸として移動販売を開始し、売上げは好調であると伺っておりますので、五所川原地区における移動販売が引き続き順調に行われるよう、イトーヨーカ堂と連携を図ってまいります。

金木地区につきましては、イトーヨーカドーとくし丸による移動販売が買物難民支援

策の有効な方法の一つとして捉えておりますので、イトーヨーカ堂と連携を図りながら販売地域の拡大に向け、支援してまいりたいと考えております。

市浦地区につきましては、市浦地区の特性を考慮しながら、市浦地区の高齢者にとってどのような買物支援が有効であるのか検討したいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 高齢者や免許返納者の増加に伴う交通弱者に対する足の確保は、重要な課題と捉えております。現在交通弱者への対策として、五所川原、金木、市浦の各地域間の移動については、小泊線、それから市浦庁舎線の路線バスを活用して、金木、市浦地域の利用者に対する助成事業を実施しております。

地域ごとの公共交通の現状としましては、五所川原地域は路線バスや乗合タクシーの運行により、地域全体の公共交通網の構築に努めております。

市浦地域では、医科・歯科診療所を目的地とした患者送迎タクシーの運行のほか、一部地域では予約型タクシーを運行しており、さらににこにこ温泉しうらの開業に合わせてコミュニティバスの運行を予定しております。

なお、金木地区は、川倉の湯っこバスが地区ごとに週1回運行しておりますが、タクシー事業者の廃業に伴い、公共交通の確保が喫緊の課題であると考えております。

次に、市の管理する公園の数と目的についてお答えいたします。市で条例を制定し、管理している公園は、芦野公園のほか都市公園が22か所、農村公園が12か所、山道町こども広場、その他の公園が19か所の合計55か所となっております。それぞれ良好な都市景観の形成、自然景観の保護、健康の増進、休養及びレクリエーション活動への寄与、豊かな地域づくりに資する交流空間の提供等を目的として設置されております。

また、災害が発生した場合には、指定緊急避難場所としての役割を持つ公園もございます。

以上です。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 当市におけるイトーヨーカドーとくし丸の今後についてお答えいたします。

イトーヨーカドー五所川原店では、五所川原市内での2台目のイトーヨーカドーとくし丸の運行を目指し、昨年より事業主を募集していたところ、数名の方から応募があり、面談を実施する予定であるとの連絡をいただいております。事業主が決まれば、イトーヨーカドーとくし丸として、販売地域がさらに拡大されるものと期待しているところで

ございます。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 芦野公園とほかの公園の違いについてお答えいたします。

先ほど議員からお話ありましたとおり、芦野公園ですけれども、青森県が指定する芦野池沼群県立自然公園の一部であることから、市のほかの公園とは性質が異なるものと認識をしております。

芦野池沼群県立自然公園ですけれども、昭和33年に区域指定されており、当市の芦野湖と言われる藤枝ため池周辺、それと中泊町の大沢内ため池周辺の612ヘクタールが地域となっております。良好な景観を持つ山地や海岸地域が中心となる県立自然公園の中で、平地の人工ため池を中心としている特徴を有しております。また、県立自然公園そのものは、県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としておりまして、区域内での工作物の変更、木竹の伐採等については、県と協議の上、市で実施しておるところです。

また、先ほどお話ありましたとおり、平成2年、公益財団法人日本さくらの会の日本のさくら名所100選に青森県内では弘前市の鷹揚公園、いわゆる弘前公園ですけれども、それとともに、文豪太宰治ゆかりの地として銅像、記念碑などが設置されており、古くから住民に親しまれております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 どうもありがとうございました。買物難民については、五所川原地区と金木地区、市浦地区に分けて、五所川原地区にはとくし丸の運行がされて、今新しく運転手が採用されれば、それは次どこの地区を考えていますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 やはり第1は、金木地区をと考えております。あとそれから、金木地区と隣接する地域、飯詰地区とか、そちらのほうが需要が多いものと考えております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 それは、近いうちに運行できるなど考えていますけれども、そういった場合、市民の方に回る順路とか、それを広報なり、示していただければと思います。

ただ、懸念されるのは、イトーヨーカドー五所川原店が撤退するようなお話が出ていますけれども、そうなった場合はどうなりますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

イトーヨーカドー五所川原店の撤退に関する情報につきましては、本市として把握しているものはございません。本市としましては、引き続きイトーヨーカドーとくし丸による移動販売が行われるよう、イトーヨーカ堂と連携を図りながら買物支援を進めてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 どうもありがとうございます。イトーヨーカ堂は、五所川原撤退しても青森、弘前にありますので、ぜひとも本店なり、そのほうに五所川原市として要望していただければと思います。

次に、交通弱者については、五所川原地区は市内路線バスや乗合タクシーの運行で対応し、市浦地区については患者送迎タクシーと予約型タクシーで対応し、にこにこ温泉しうらの開業に合わせてコミュニティバスを予定しているとのことですが、金木地区については週1回の川倉の湯っこバスだけだと言っていますが、6月3日の陸奥新報にも出ていましたが、金木地区では今年タクシー事業者が廃業し、高齢者、身障者など、非常に困っているということでした。特に知的障害者には、愛護手帳などの交付を受けている方に、市では1枚600円のタクシー券を月2枚配付していますが、今までは金木にタクシーあった場合は1回で済んだんだけど、今五所川原からタクシー呼ばなければならぬということになりますと、2枚のタクシー券使っても、おいうたねばできないという、かなり負担になっております。

そういったことで、この金木地区の交通弱者についてどのように考えているのか、もう一度よろしく願います。

○木村清一議長 伊藤議員に注意いたします。ヨーカドーから、また前のほうに戻りましたんで、今後気をつけください。

建設部長。

○三和不二義建設部長 金木地域の唯一のタクシー事業者の廃業に伴いまして、金木地域住民の足の確保のため、スクールバスを利用したコミュニティバスの運行を検討、調査しているところであり、川倉の湯っこバスの拡充、それから乗合タクシーの導入なども含めて、地域住民の移動手段の確保に向けて、現在検討を進めているところでございます。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 今答弁にありましたように、私バス会社に聞いたんですよ。スクールバスのことで聞いたら、朝子供たちを学校に送り届けたら、そのまま3台小学校に

バスを置いて、帰るまで待機をしているということでした。そうなれば、教育委員会の管轄か分からないけれども、その垣根を越えて、その間をコミュニティバスに利用できないものか。どういうものですか。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 教育委員会のスクールバスを利用できないかという御質問だと思います。それらも含めて、現在庁内で整理、検討しております。

以上です。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 いろいろ検討してくださっていると思いますけれども、早急に手配をしていただければと思います。

次に、市民から公園について管理がちゃんとされているという、市役所の対応はすごく好評です。農村公園、こども広場、合わせて55か所、市民にとっては自然環境、レクリエーションや避難場所、癒やしの場としてなくてはならない場所であります。今後とも、整備と安全な場所としての管理をよろしくお願いいたします。

次に、一般の公園と県立公園との違い、関わりについては、自然保護を目的とした伐採や構築物の建設などに対し、規制されていて、県との協議の上、実施しているということですが、県立公園としてどのような計画、また県からの助成金などはあるものなのかお知らせください。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 芦野公園の今後のビジョンというお話になろうかと思えます。芦野公園ですけれども、現在金木総合支所の所管となっております。これは、先ほどもお話ありましたとおり、芦野公園、ほかの公園と比べて特化した特性を持っておりまして、より現場に近い位置で地域住民に密着しながら管理、活用することが重要であるとの観点から、令和3年度に公園管理課から移管したものであります。

移管後、新型コロナウイルス感染症の影響から思うような動きができておりませんでしたけれども、今年度芦野公園のビジョンを定めるため、関係部署と準備を進めることで調整しております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 合併する前に、旧金木町の芦野公園の基本計画というちゃんとしたものがあるんです。市に合併されてから、こういうのが明記されていないようなので、市長、芦野公園についてどう考えていますか。前回住民懇談会では、小動物の触れ合いの場としても考えているということですが、一言何か考えをお知らせいただければ。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 芦野公園については、住民懇談会の中でも必ず出る議題です。昨年も一昨年もそうですけれども、まず芦野公園では小動物園を今後どうするのかとか、いろんな質問とか要望が出ておりますので、芦野公園、五所川原市にとってもそうですけれども、金木地区の住民にとっては小さい頃からなじんだ公園であり、やはりなくてはならない公園ですので、桜も実際もう老木になっておりますので、これから子供たちのために、例えば桜の植樹をすとか、いろんな事業を考えながら進めていかなければならないと思っております。

ただ、県立公園であるとともに、つり橋も含めて相当な費用も要しますので、その辺のことをしっかり勘案しながら、地域の住民にとってどうあるべきかも含めて、これからゆっくり……ゆっくりというわけでありませんが、考えていくと。

ただ、小動物園については、今動物愛護の観点もあって非常に難しい面がありますので、その辺も含めながらしっかりと検討して、地域にとって、あるいは市にとってあるべき公園の姿をしっかりと模索していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 やっぱりこういったちゃんとしたビジョンを市民に示して、予算的なこともありますので、計画的に予算がつけばこうなるんだというふうな、きちっとしたビジョンを示していただきたい。

それで、やっぱり公園に力を入れるのであれば、3年前か、公園管理課をなくして総合支所に移したわけですけれども、私前に代表質問でも質問しました。今まで支所の業務だけで大変なのに、その管理が来て支所の人たちは大変だと思います。だから、人員と予算を、前回は要望したことがあります。ぜひともちゃんとした、将来公園はこういう姿になるんだという、例えば植樹でも、経過がちゃんとしていけば、その区域は市民、県、全国で募って、ボランティアで木を持ち寄って、自分の名前で、自分の桜の木だという、そういうイベント的なこともできるし、やっぱりそういう計画、芦野公園のあるべき姿を示していただきたい。そこを何とか要望して、私の一般質問を終わります。

○木村清一議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

ちょっと暑い方は上着を脱いでも結構でございますので、ネクタイ苦しかったら外しても結構でございます。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 おはようございます。市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。

今日は、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは4点について御質問をしたいと思います。まず第1点は、新型コロナウイルス感染症についてであります。5月8日から5類に移行になったわけですが、主な変更点について伺いたいと、こう思います。

2番として、市民への周知はどのような形で考えているのかお聞きしたいと思います。

大きな2番として、金木町住民の足の確保と買物難民についてであります。3月の下旬に、1者しかないタクシー業者の廃業に伴い、特に移動手段を持たない高齢者を中心に、観光客など影響が広がっております。市では、実態の把握と対応策を考えているのか伺いたいと思います。

3番として、市の観光名所についてであります。市内各所に案内板がありますけれども、案内板によっては色あせたり、また老朽化によってなくなっている状態があります。今後、更新あるいは補修等について伺いたいと思います。

4番として、市営住宅についてであります。このことについては、市議会だより5月号の中で、市営住宅建て替えの計画ということに対し、長寿命化計画では現在建て替え中の芦野団地を最後に今後の建て替え計画はないとしておりますが、その根拠と申しますか、その真意についてまずは伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○黒川隆二民生部長 まずは、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の主な変更点についてお答えいたします。

変更のポイントとして、4点ございます。1つ目は、行政が一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。2つ目は、行政が一律に新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛を求めることはない。3つ目は、幅広い医療機関において受診が可能になる。4つ目は、医療費などについて健康保険が適用され、自己負担が基本となる。ただし、一定期間は一部公費支援を継続するとなっております。

市民の皆様が発熱など気になる症状があり、感染を疑う場合は、各自で検査キットを購入し、自ら検査を行うこととなります。陽性で症状が軽い場合は、自宅などで療養することとしておりますが、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、妊婦の方や症状が重い方は、かかりつけ医や県が指定する外来対応医療機関を受診することとなります。外来対応医療機関は、当面の間、青森県コールセンター及びホームページで紹介しており、市内では5月23日現在で16医療機関が指定されています。

次に、新型コロナワクチン予防接種についてですが、これまで同様、今年度も接種費用の徴収はございませんが、令和6年度以降については、国が対象者から接種費用の徴収も可能な定期接種への移行を視野に入れ、協議することとしており、この方向性が示された際には、市の体制を整理していくこととなります。

続きまして、市民への周知方法についてお答えいたします。現在青森県では、ホームページにおいて5類移行後の変更内容、医療機関の受診方法や外来対応医療機関、新型コロナウイルス感染症の各種相談に応じる青森県コールセンターについての情報を掲載しており、当市のホームページでもその内容を発信しております。

また、市広報紙においても、7月号に発熱等の気になる症状が生じたときの医療機関の受診方法とともに、受診できる医療機関など、新型コロナウイルスに関する問合せ先として、県のコールセンターの電話番号を掲載することとしております。

以上です。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 金木地域の公共交通につきましても、先ほど伊藤永慈議員の御質問にもお答えいたしましたが、現在既存の川倉の湯っこバスの機能拡充のほか、スクールバスのコミュニティバスとしての活用、タクシー事業者との協議を行うなど、地域の実情を踏まえた対応策を検討しているところであります。できる限り早期に通院、買物等に利用できる公共交通の提供を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 観光案内板についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、案内板の中には文字が薄れて分かりにくい状態となっているものがございます。案内板周辺の状況も確認して、補修等の対応を取ってまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 芦野団地の建て替えについてお答えします。

芦野団地の建て替え事業完了後の市営住宅の建て替えについては、現在の五所川原市営住宅長寿命化計画において、平成31年度に策定されております。この計画の中では、令和10年度までの10年間の計画となっており、令和10年度に整備が完了予定の芦野団地を最後に、その後は市営住宅の建て替えは行わないこととしております。

その理由として、当市では他市に比べまして人口に対する市営住宅の管理戸数が突出して多く、今後の人口減少など、様々な要因がある中で、市営住宅の適正な管理戸数についても検討が必要となっております。

令和10年度以降は、新たな長寿命化計画を策定することになりますが、現存する市営住宅と入居希望者のバランスを考慮しながら、修繕、リノベーション等で対応していきたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、ここから一問一答方式で質問をしたいと思います。

第1番の新型コロナウイルス感染症についてであります。今答弁があったわけでありますがけれども、部長の答弁には、これからは広い診療機関等で受診を受けられるとありますけれども、東奥日報の記事を見ますと、全ての医療機関ですぐ新型コロナの診察はできるわけではないとあります。間違った発信を市のほうでやれば、これは戸惑うこともありますんで、この辺はしっかりと、今まで外来に通っている病院なのか、それとも全部ある、内科とか、そういう受診機関ありますけれども、医院ありますけれども、その全ての機関がコロナの診療を受け付ける機関になりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 今のところは、全てではなくて、市内16医療機関が指定されておりますので、かかりつけ医などに連絡をして、そちらのほうで一応確認していただいて、16医療機関のほうに受診してもらうという形になっております。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、この新型コロナウイルスの変わった点、これを一般の市民に周知するには、ホームページという活用の仕方も答弁にありましたけれども、そのほか文書等、あるいは広報あたりで活字にして市民のほうさ行き渡らせるということは考えておりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 先ほども述べましたけれども、7月の広報紙に掲載する予定になっております。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私は、これは後手だと思いますよ。5月8日から、政府ではもう何か月も前から5月8日には移りますよと、移行しますよとしゃべっているのに、今さら7月号ですよ。2か月たっているんですよ。私は早くて4月号か、遅くとも5月号にはきちんと、報道機関各社で5月8日には一斉にどのように変わったか特集みたいなものを記事は組んでありますけれども、私読んでみても、何かよく分からない点が多いんですよ。これはやっぱり市民目線で、しっかりとかみ砕いで、高齢者にも分かるように

やってもらわなければ、さあ、5月8日に変わったと。どうすればいいのかというのは、活字も読めない、ホームページも見られない、そういう人たちが一番困るわけですよ。もう少しこういう点については市民目線でもってやってもらわなければ、市民の方は困惑しますよ。これは要望として、きつく言っておきたいと思います。

あとそれから、政府の試算によりますと、初診料は最大で4,170円かかると。その他、入院した場合においては、月2万円の補助はなる見込みだとありますけれども、この初診料について、市では補助の対象に考えておりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 現在のところは、考えておりません。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これから定期接種も、政府のほうではインフルエンザ並みに考えているようですけれども、当市はインフルエンザのほうでは、後期高齢者については補助が出ていると。これは定期接種ということになれば、コロナに対しても市のほうでは補助考えておりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 令和5年度は実施いたしますけれども、令和6年度はまだ未定でございます。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これも負担が出るということになれば、やはり控える人が、お年寄りや年金生活とか、そういうので控える人は多いんですけども、若い人たちにとっても受けないと、打たないと、コロナのワクチンは打たないと。結局インフルエンザもありますでしょうし、コロナもと言えればかなりまた額もいきますんで、その点についても、やはり蔓延させないという意味で、市ではしっかりと補助の対象も早めに考えてほしいなと、こう思っております。これについてどうですか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 6年度以降のことは、まだ未定でございますので、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今から早めの対応を要望したいと、こう思います。

あともう一点ですけれども、もし職員の中で新型コロナウイルスに感染した人が出たら、どういうことになりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 職員の感染者につきましては、有給休暇で対応することになっております。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この点についても、各課から、4人なら4人の中から2人も出たという、そういうことのケースも考えられますので、その点についても市民に対して、いろいろその窓口辺りは大変混雑することも考えられますので、市民に迷惑のかからないように対応を取っていただきたいと、こう思います。

これで1点目の新型コロナウイルス感染症については終わりたいと思います。

次に、2番の金木町住民の足の確保と買物難民についてでありますけれども、先ほど部長のほうから答弁があったわけでありましてけれども、確かにこれは急になくなったもんで、廃業したもんで、金木町の住民の人たちは本当に困っております。ただ、今話を聞きますと、やはり隣近所の人たちは乗せてもらったりとか、そういう対応してはおりますけれども、なかなか今までどおりはいかないということで、早急にこれも対応を考えていただきたいということでありました。

しかし、この件についても、3月の下旬にもう廃業になったと、そういう時点に対して、今6月ですよ。それで、7月からいろいろな対応考えていますけれども、この空白の期間というのはあまり長過ぎるんじゃないですか。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 今議員御指摘のとおり、3月に廃業して、今現在6月ですので、その点については検討していなかったわけではございませんので、御了承願いたいと思います。

現状で具体的にどのような公共交通の形態にするということは、お示しすることはここではまだできませんけれども、金木地域の方々の住民の御意見、現状を把握して、何を、どういう公共交通を走らせるのかというのが大事であろうかと思っておりますので、住民の要望を吸い上げながら、早い時期に皆様方に御提示できるように進めてまいります。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 困っている人は、困っているとき助けてもらわないとありがたみが薄れるんですよ。もう少しやはり市民のこと、市民レベルで物考えてもらわなければ、もう遅過ぎますよ。今になって考えれば、伊藤さんの答弁にもあったとおり、教育委員会のほうのバスも使う、あるいは湯っこのバスの増便も考えている、いろいろな点があると。そういう案があれば、早急に市長、上のほうさ上げてもらって予算つけるなり、そういうことをしねば、もうおらたちからしゃべられてからやるのであれば、おらたち

もやはり市民の代表ですから、市民からしゃべられて、しっかりとした結果出ねば、わあたちもだんだん、まず語気も強くしゃべらねばまねくなるし、結局こういう困っている事案が起きたら、すぐ自分たちの所内というか、課内の中でチームつくって話しして、どうすればいいかと。予算を伴うものであれば、それを上さ上げて、早急に早い対策を考えてほしいと。これ、今までできてまったはんで、どうもならないけれども、これからいち早くこの対応はしていただきたいと思います。

もう一点、買物難民についてでありますけれども、先ほどイトーヨーカ堂のとくし丸が増便というか、もう一者増えるということでありますけれども、確かにこのとくし丸、旧五所川原管内においては、やっぱり人口も密集していますし、また団地もある程度規模が大きいということで、多分とくし丸を移動販売に使っても、やはり事業者そのものもある程度は黒字といたしますか、自分の手間はなると思います。

しかし、金木、市浦へ行けば、もう飛び飛びですよ。もう限界集落ぎりぎりですから。しかも、こういう人たちは、とくし丸利用する人たちは、1件の買物単価が低いです。私はこのとくし丸、金木、市浦さ行ってやっても、これ事業者元取れないと思うんですよ。そういうことになれば、やはり今の生協、あるいは農協の食材、あるいはイトーヨーカ堂でもいいですけども、ある程度パンフレットならパンフレットで、1か月と言えちよっと長いですから、2週間置きにパンフレットを出して、今週はこういうのがメインですよとか、そしてじかに前もって要望を取ってもらって、それで自宅のほうさ直接持っていくと。これから冬になれば、なかなか買物、とくし丸来ていても出ていけない年行った人も出てきますんで、やはり生協辺りで真っすぐ自宅さ届けると、そういう方法も、ある程度中山間を抱えているところには必要なんじゃないかなと思っております。

ただ、その注文に対しては、その点はボランティアをやるのか、それとも民生委員をやるのか。やっぱり注文も、そのパンフレット見て、高齢者はなかなかできないんで、やっぱり口でしゃべって理解してもらって注文という形になりますんで、その辺もどうすればいいのか、私も今ここにおいては対案はないわけでありましてけれども、ただとくし丸を走らせただけでは、これは解決できない問題だと思います。その地域、地域によってやっぱり違いますから、その点も考慮して、買物難民については対処していただきたいと、こう思います。

以上で2番の金木町住民の足の確保と買物難民については終わります。

3番の市の観光名所についての案内板の設置、あるいは老朽化した案内板の再設置ということでの質問ですけども、十二本ヤスというのが喜良市にあるのですけれども、

よくそこを見たくて来る人があります。そして、今年のゴールデンウイークですか、ちょうどうちのほうの更生部落の人たちがたばこ農家多いもので、ちょうど十二本ヤスさ行く途中でたばこを植えていたと。そうしたら、十二本ヤスさ行きたいんで、道教えてくださいということで、何人からも聞かれたそうなんですよ。そして、私実際ずっと行ってみたら、昔あった十二本ヤスさ行く矢印とか、それ全然なくなっているわけです。それも実際見ますと、角で木で立てたもんだところで、多分腐って転んだんでしょね。それで、何も全然ないと。

そして、教えるには教えたんだけど、途中で引き返してくるんだそうですよ。何か違うみたいだなという。確かにそうです。十二本ヤスまで行くには、大変なところなんですよ。わあたち地元の住民でも、がわりからスカンパという草生い茂って、なかなか道路も狭くなっているし、十二本ヤス本当にあるのかなという。途中でやっぱり何キロ先、何百メートル先ありますよという看板は、私は必要だと思います。

これは、さきたの答弁にありましたとおり、各名所みんな、みんなさと言えば大変ですので、ある程度ホームページ、あるいは雑誌等で紹介して、五所川原にはこういう観光名所がありますよと、そういうところに限っては、色あせたところはやっぱりもう一度再塗装しねばまねし、案内看板が薄れているところに対しては、もう少し見て補修、あるいは再設置をしていただきたいと、こう思います。案内板の大きいものに対しては転んで、観光客あるいはそこを通った人さ迷惑かかれば駄目ですので、各自治体の話聞けば、野球の防風ネットとか、いろいろ公共施設辺りでも、木で造ったものに対しては、やはり見た目よくても中腐っている状況もありますので、その点危険度もありますので、その辺を見極めながら、案内板が古くなっているところに対しては、予算をつけてしっかりとした案内板にしてほしいと、これも要望です。

以上で3の観光名所については終わります。

あと、市営住宅についてでありますけれども、これはうちのほうの長寿命化計画はありますけれども、そのホームページ開こうと思ってアクセスしても、なかなかそういう中身の内容が出てこないんですよね、今のところ。だから、うちのほうってへばいいからが、私質問することの中身見られなかったもので、上辺だけの質問にはなるんですけども、これは先ほど部長のほうから、うちのほうはほかの市町村と比べて市営住宅の数が多いと、そういうことでありますけれども、どのくらいの比率で多いのか教えてほしいと思います。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 市営住宅を含む公営住宅は、まず住宅に困窮する低所得者等に対

して低廉な家賃で供給されるものとして、当市においても県営住宅と市営住宅がその役割を担っているところです。当市では、現在1,449戸の市営住宅がございますが、やはり少子高齢化、人口減少、社会情勢の変化に伴って、住戸の必要性は減少していくものと考えられておりますので、適正な管理戸数が求められているところです。

まず、適正な戸数といいますと、市営住宅の戸数を人口で割った市営住宅の人口比率を見ますと、県内10市の平均比率が1.33%、それに対して当市は2.81%であり、平均値と比較しても2倍以上戸数が多いということになっております。この平均値の1.33%で積算しますと、当市の適正管理戸数は685戸となりまして、1,449戸からの差引き764戸が余剰戸数と推計されているところです。

○木村清一議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 数の上からいけばそうなんでしょうけれども、やはり独り暮らしの老人、あるいは高齢者の人口の数、あるいはその他住宅に入る要望する、それら等もやっぱり鑑みて、実際全体的なもののバランスを見てから、ただ他町村さ比べて多いんだから少なくするというんでは、これはやっぱり説得力はないです。もう少しきちんとした数字の上で建てないというのであれば、それはどうにもならないですけども、今の段階で住宅に入るのを待っている人が多いとか、そういうのであれば、しっかりとそのニーズに応えるために、その辺の話もよく聞いて、これからの住宅の長期計画組んでほしいと、こう思っております。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

それじゃ、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。昨日県知事選がありました。選挙運動や選挙管理に関わった方も多いかと思えます。お疲れさまでした。職員の方の姿は投票所でお見かけして、市長の姿はテレビ越しでお見かけしました。

さて、エルムの街にイタリア料理系のファミリーレストラン、サイゼリヤが先日県内初出店し、非常ににぎわっています。しかし、私はサイゼリヤがエルムの街にできると聞いて、ショックを受けました。駅前の旧市街地に確実に人が集まる施策として、駅前に県内初出店のサイゼリヤを誘致したいということを実際に考えていたからです。しかし、まだ駅前に市内2号店を出店してもらおうという方法も効果はあると思います。

それでは、質問に入らせていただきます。通告に従いまして、大きく4点ほど質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず第1点目ですけれども、ボランティア制度に関する質問をさせていただきます。今年の施政方針の中で、「健康長寿社会」の実現に取り組んでいきます。その方策として、特に、介護予防の強化や元気な高齢者の社会参加を支援するため、介護施設等のサポートや高齢者の日常の困り事を解決するボランティア活動に対し、ポイントを付与する「ボランティアポイント制度」を実施します。介護人材が不足する中、元気な高齢者が、同じ高齢者目線で支援することで互助機能が図られ、地域共生社会の実現に資すると考えています」という市長の言葉がありました。

現在市が実施するために準備している五所川原市アクティブシニアポイント事業は、これはこちらのボランティアポイント制度が具体化したものですが、その概要と財源について教えてください。

続いて、2つ目は移住者の獲得という課題に関して質問させていただきます。2021年に政府がデジタル田園都市国家構想を発表し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現が目指されています。その中で、地方創生にも力が入れられており、地方への移住、定住も推進され、その目標値について、東京圏から地方への移住者数を2027年度に年間1万人としています。東京圏から地方への移住者数に目標があるのであれば、五所川原市も移住者獲得に目標数値があってもいいのではないかと思います。

また、コロナ禍を契機に、地方移住、ワーケーション及び多地域居住に脚光が当たるようになり、自治体の誘致合戦も過熱しています。この状況下で、さらに積極的に市が移住者を獲得する施策に取り組むことができないだろうかという考えの下、3つ質問いたします。

まず1つ目は、地域おこし協力隊についてです。平成30年、2018年に2人の隊員を迎え、3年後に2人が卒業してから、五所川原市は地域おこし協力隊の制度を活用していません。募集自体は、令和3年に行っています。しかし、活動のテーマを絞って募集し、うまくマッチしなかったということでした。そういうことであれば、活動のテーマを再考し、地域おこし協力隊の制度を再び活用してはいかがでしょうか。

令和4年度の数値では、全国で6,447名の地域おこし協力隊の隊員が活動しているということです。総務省が地方への新たな人の流れを創出するために財政措置を取り、また人的サポート、相談の面でも様々フォローして行っているこの制度をぜひまた活用していただきたいです。

続いては、空き家バンクの新しいモデル、ゼロ円空き家バンクについてです。空き家を売りたい、貸したい方の物件を居住するために空き家を買いたい、借りたい方に紹介するための仕組みとして、五所川原市でも空き家バンクの仕組みがあり、停滞すること

なく活用されています。しかしながら、現状の仕組みですと、協力事業者として不動産事業者が絡むために、維持できない空き家などを無償で譲りたいというケースの場合でも、無償でということにはならない仕組みになっています。そういうケースで、空き家などの無償提供者と取得希望者を自治体が結びつけるゼロ円空き家バンクという取組を始めた自治体があります。住民票を五所川原市に移したゼロ円空き家バンクの住宅取得者には、リフォームに関して補助金を出すなどすれば、移住者の獲得に直接的な施策になるものと考えます。

また、子育て世代の移住者の獲得の施策としては、夫婦合わせて80歳以下の家族が住民票を五所川原市に移した場合には補助金を出すといった施策も考えられます。

続いて、移住者の獲得に関して3つ目です。冒頭でも話題にしましたエルムの街に関わりまして、五所川原街づくり株式会社との協働についてです。五所川原市には、年間800万人以上の来場者を集め続け、東北でも有数のショッピングセンターのエルムの街があります。この年間800万人以上の中には、市外からの来場者も多いと聞きます。青森市や弘前市など、五所川原市よりも人口の多い近郊の市からの来場者も多いです。それだけエルムの街の運営が魅力的ということで、五所川原市の誇りの一つだと思います。市外からの来場者が多いからこそ、来場者に五所川原市のよさを伝える仕組みをつくり、移住者の獲得につなげたり、エルムの街を基点に近郊の方にも五所川原市を観光してもらうことができないかと考えます。

エルムの街は、もともと平成9年、1997年に第三セクター、五所川原街づくり株式会社が開発を進めました。1992年、平成4年に、隣接する当時の柏村にイオン柏ショッピングセンターが開業して、五所川原市の商業環境が大きく変化し始めたことに対する危機感から開発が進められました。しかし、市の財政悪化から、平成19年、2007年に、市は街づくり株式会社の株式を売却して、第三セクターという形ではなくなりました。私は、これは大変にもったいないことだったのではないかと思います。

私は法務局に行って、五所川原街づくり株式会社の設立目的を調べましたら、新旧商業街区整備事業に関する投資という項目もありました。エルムの街への投資はもちろんです。旧商業街区に関する投資も目的とした会社なんです。エルムの街は、今は第三セクターではないですが、移住者の獲得やエルム以外の五所川原の観光地へ誘導する観光拠点としても、市とのさらなる協働を働きかけることはできないでしょうか。

大きな3点目として、生成AIに関して質問させていただきます。文書や画像を自動的につくるチャットGPTなどの生成AIについて、自治体としての姿勢を明確にする自治体が増えています。市としてどういう対応を取るつもりなのか、検討が遅きに失す

ることがないよう、このタイミングで取り上げさせていただきます。生成A Iの取り入れを積極的に進めてほしいという趣旨ではありませんが、A Iで効率化を進めることで、職員は動き回って市民の声へ対応することに時間を回すという考え方もあります。行政課題はどんどん増えていく一方で、人口減少により職員が少なくなってしまうことに対する準備になるという考え方もあります。

まず、ほかの自治体での取組について情報共有いたします。神奈川県横須賀市役所においては、全国に先駆け、全庁的な活用実験を4月下旬から開始しました。兵庫県神戸市議会では、先月5月24日に生成A Iの利用指針を定めた条例を全国で初めて制定しました。同市は、生成A Iの行政利用を禁止していましたが、条例の施行後、6月中の試験運用を目指しています。安全性に留意しながら、業務の効率化を目指しています。また一方で、鳥取県知事が4月にチャットG P Tの使用禁止を訴えたことも広くメディアに取り上げられました。鳥取県知事の真意は、活用する前にまずガイドラインを整えてからということでしたが、活用実証、条例の制定など、手探り状態ながら、態度をはっきりさせる自治体が続々と出てきています。

県内に関しては、三村知事が導入に慎重姿勢という報道がありました。課題としては、個人情報流出、著作権侵害、非公開情報などの機密情報漏えい、人材の育成につながらないなどが挙げられており、まずガイドライン作成が必要になるでしょうが、もし活用に向けて前向きに進めるということになるならば、県内で最初に打ち出せば注目され、市のアピールにもなるでしょう。

そこで質問します。生成A Iの利用に関して、市はどのように検討しているかお伺いします。

4つ目の質問になります。五所川原市には公営の斎場、ここでは火葬場と言わせていただきますが、3施設あります。五所川原市葬斎苑と金木斎場、市浦露草斎苑の3つで、市はこれらの施設の運営を公益社団法人五所川原シルバー人材センターに委託しています。私は、今回一般質問で火葬場のことを取り上げるのは、最後のお別れのときなのだから、火葬場で故人や遺族に対してもっと尊厳を損なうことなく臨んでほしいという声が届いたからです。今回は、特に服装について取り上げますが、現状シルバー人材センターから派遣された職員は、作業着で全ての作業や、作業だけではなく遺族や来場者への応対をしているということです。人によっては、職員が私服で作業しているという印象を持った人もいます。

そこで質問します。火葬場の職員の服装について、最後のお別れのときです。尊厳あるお見送りができるように、喪服または喪服に準ずる服装に変更する予定はないでしょ

うか。

以上が私の1回目の質問です。理事者側の誠意ある答弁を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、五所川原市アクティブシニアポイント事業の概要とその財源についてお答えいたします。

五所川原市アクティブシニアポイント事業は、介護保険法における一般介護予防事業として、高齢者がポイントの対象となる活動を通じて地域に貢献すること、高齢者の社会参加により介護予防を推進することを目的として実施するものでございます。事業の対象者は、市内に居住する65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定を受けていない方としております。また、活動を行うに当たり、研修を受けていただく必要がございます。

事業の概要につきましては、1時間の活動につき1ポイント、1日2ポイントを上限として付与し、ポイントの交換は1ポイント100円として算定を行い、1年間で1万円を上限に商品券と交換するものでございます。ポイントの対象となる活動は、ボランティア活動を受け入れる市内の介護施設での活動、地域包括支援課が主催する介護予防教室の運営補助及びその他市長が必要と認める活動としております。

財源につきましては、地域支援事業交付金を活用し、実施してまいります。財源の内訳としては、国25%、県12.5%、介護保険料が50%、残りの12.5%については一般会計からの繰入れでございます。本事業につきましては、令和5年9月1日からの事業を目指しまして準備を進めているところであり、事業の開始につきましては今後広報等で周知してまいります。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 移住者の獲得について3点ほど御質問いただきました。まず最初に、地域おこし協力隊制度の活用の意向についてお答えをしたいと思います。

地域おこし協力隊制度は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組とされております。現在市においては、各事業分野において外部人材の専門知識を生かし、即戦力として活躍できる見通しが立った場合に、地域おこし協力隊の制度を

活用する方針としております。制度の活用機会をうかがいながら、市にとっても、起用される方にとっても、双方にとってメリットのある形になるように慎重に検討を進めてまいります。

続いて、2点目のゼロ円空き家バンクについてのお尋ねに対してのお答えをいたします。ゼロ円空き家バンクについては、不動産を無償提供したい方と取得を希望する方とのマッチングを不動産屋ではなくて行政が担うとともに、住宅取得に関する補助金等と併せて空き家の流動化に資する取組であり、当市の空き家バンク制度との大きな違いは、今も申し上げましたが、不動産事業者を介さずに当事者間で直接取引を行うことと理解をしております。

一方、当市の空き家バンク利用者の実態を見ますと、不動産取引は境界、相続、登記など不動産関連の専門知識を要するため、不動産事業者の協力なしには成り立たない状況が見受けられております。仮にゼロ円空き家バンク制度で不動産事業者を介さずに取引を行った場合、不動産知識が少ない当事者間での取引となり、様々なトラブルの発生が懸念されることから、安定的に制度を運用するためにも不動産事業者の協力が不可欠と考えております。当市としては、行政が物件情報を公開するという役割を担い、当事者間の安全、安心を重視した空き家バンク制度の運営を継続したいと考えております。

それから、3点目の御質問として、エルムの街ショッピングセンターでの協働ということで移住者を獲得できないかという御質問に対してお答えをいたします。エルムは、青森県内でも、議員の御質問にもありましたとおり、有数の商業施設でありまして、東北自動車道及び津軽自動車道からのアクセスにも優れており、その商圈は広く県内各地及び秋田県にまで及んでいると理解をしております。また、エルムを運営する五所川原街づくり株式会社については、かつて第三セクターであったこともあり、まちづくり、地域貢献を重視している事業者、法人で、これまでも災害時の応援協定、期日前投票所や新型コロナウイルスワクチン接種会場など、市の様々な事業に多大な御協力をいただいているところであります。

エルムの集客力を広く観光や移住政策に活用すべきであるという点につきましては、今後エルム側とどういった連携協力がさらにできるのか、協議をした上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 市の業務の生成A I の活用についてお答えいたします。

チャットG P Tなどのいわゆる生成A I ですけれども、インターネット上の膨大な情

報を短時間のうちに整理して答えを導き出す能力にはたけており、生成された文章も精度が高いことから、公開以来大きな話題となっており、プライベートで私も何度か使わせていただいております。また、議員御指摘のとおり、その一方では課題も多く指摘されておりまして、誤った情報が含まれている、また個人情報や機密情報の漏えいのほか、著作権の侵害が懸念されております。先進自治体でも賛否両論がいろいろ意見出されているところであります。

ただ、生成AIですけれども、短時間で高度な文章を生成する能力によって業務の効率化が図れるという、大変その辺の効果を認めつつも、一方では様々な課題があると認識しております。現在当市ですけれども、インターネットの関係につきましても、セキュリティの関係から県の機関ネットワーク経由でインターネットを利用しておりまして、現状ではほとんどチャットGPT等は利用できない状況となっております。今後メリット、デメリット、またリスクなどの課題を明確にした上で、国の動向を踏まえながら検討していきたいと思いますが、注目という観点よりは、実質的に業務上の効率化という視点を大きく持って検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 斎場での職員の服装についてお答えいたします。

現在斎場の施設管理業務は、シルバー人材センターに委託しており、火葬従事者はワイシャツと作業服で業務に当たっておりますが、御遺族に配慮し、作業時における服装の見直しについて、シルバー人材センターと協議を進めております。

議員御指摘の喪服等に変更する意向についてですが、火葬業務においては作業時に発生する灰の処理を行うことを考慮し、服装は喪服ではなく、ワイシャツ、ネクタイ、黒のスラックスとし、作業時に白衣を着用することで協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 手を挙げてお願いします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。それでは、これから一問一答式で再質問させていただきます。

まず1つ目、ボランティアポイント制度に関してです。財源が地域支援事業交付金であるというお話でしたが、対象を40歳から64歳の第2号被保険者に広げても、地域支援事業交付金の対象となります。アクティブシニアポイント事業は、介護予防の強化や元気な高齢者の社会参加のために一つ完結した取組ではありますが、地域共生社会のため

に若い人とのつながりの中で、もっと地域に愛着を持ってもらえるように、今64歳以下の人も組み込んだボランティア制度も実施できないでしょうか。せっかくボランティアポイント制度ができるという市民が関心を寄せても、64歳以下の人は自分には関係のない話だったということになってしまいます。

財源に関しては、先ほど申し上げたように、対象を40歳から64歳に広げても、交付金の対象になります。もしも18歳以上などにした場合は、18歳から39歳の分は市の持ち出しになりますが、18歳以上という枠組みでボランティア制度を実施している自治体もございます。地域での住民のつながりが衰退しています。家族による扶養能力はますます脆弱化していきます。地域活動と地域愛着の高さがその地域に住む人の幸福の実感と強い相関を持ちます。

また、最近の研究では、人間関係の欠如が認知症や、さらには心臓病や脳血管疾患などの身体的な疾病とも関係があることが知られてきています。また、同世代との関係のみならず、多様な世代との関わりが重要であるという知見も明らかになっており、高齢者が地域の若者と交流を持つことは、予防医療としての効果も期待できます。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 ただいまの質問についてお答えをいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、五所川原市アクティブシニアポイント事業は、高齢者の社会参加により介護予防を推進することを目的としていることから、対象者を65歳以上としております。したがって、18歳から39歳までの方及び第2号被保険者、これは40歳から64歳ですけれども、これらの方を対象とすることは、現段階では考えてございません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。ボランティアポイント制度に関して、別の面から2つ目の再質問をさせていただきます。

現状のアクティブシニアポイント事業では、先ほど対象となる事業をおっしゃっていただきましたが、基本的に介護施設での補助作業が対象になっておりまして、期待されていた冬期間の玄関前の除雪に困っている方への除排雪の助け合いは、事業の対象になっていません。こちら、職員の方への聞き取りの中で、除雪ができない方から依頼され、これまで有償で行っていた除雪があるので、ボランティアポイント制度、アクティブシニアポイント事業で除雪してもらおう側が無償の除雪を組み込むのは難しいという声がありました。しかしながら、何とか知恵を絞って除雪関係も事業に組み込めないものでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 ポイントの対象となる活動に門口除雪のメニューがないとの御質問にお答えをいたします。

ポイントの対象になる活動は、ボランティア活動を受け入れてくれる市内の介護予防施設での活動、地域包括支援課が主催する介護予防教室の運営補助のほか、その他市長が必要と認める活動としていただいております。高齢者宅の門口除雪も本事業の趣旨にかなう活動と考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。市長の判断ということで、ぜひ次の冬が来る前に善処していただければと、期待させていただきます。

続いて、移住者の獲得についての項目です。こちらは答弁要りませんが、コメントさせていただきます。地域おこし協力隊、ぜひ前向きに検討していただければと思います。定住、定着を図るための施策であり、国からも多くの補助金が出る施策です。ぜひ活用していただきたいと思っております。

そして、空き家バンクについてですが、まず先行事例に関してですが、本人同士が直接やり取りするというものではなくて、市の職員が関わりながら専門家たちが相談に乗り、それで進められている制度ですので、その点はまずお伝えさせていただきます。特に使用する目的がなく、そのままになっている何となく空き家というのが20年間で約2倍になっているという統計もあります。危険な状態で放置されると、不法投棄、空き巣、火災、断水など、地域の安全も脅かします。国会では、空き家に関する法律の空家等対策特別措置法の改正案が議論されていて、危険な状態までいかないが、誰も住んでいない管理不全空き家という状態の定義を新設し、管理不全空き家を自治体が指導、勧告できるようになり、固定資産税の優遇措置が解除されるということになりそうです。優遇措置の解除によって、固定資産税は最大6倍にもなる見込みです。このように、今空き家対策がより踏み込んだものになってきています。五所川原市の空き家対策に関して、変化すべきタイミングなのではないかと考えます。

最後、協働についてですが、伊藤議員も触れましたが、エルムの街に関する報道で、イトーヨーカ堂が撤退する可能性について、現山崎社長が株主総会で口にしたというニュースがありました。ピンチはチャンスと言ったりもします。市と街づくり株式会社が協働への対話をさらに深めることを期待します。

3つ目、生成AIに関してですが、こちらも答弁は要りません。全国に先駆け、全庁的な活用実証を開始した神奈川県横須賀市は、やるなら自治体で最初に打ち出したほう

がいいという一声で活用実証を開始したそうです。その結果、全国的にも報道されました。課題もあり、慎重になるのはもっともですが、こういったしたたかさも市のアピールのために今後は必要だと考えます。活用がうまくいった場合、市民への恩恵も大きいです。

4つ目の火葬場の服装について、既にシルバー人材センターと調整中ということで、了解いたしました。五所川原市葬斎苑、金木斎場に関しては、設備自体も老朽化が進んでいます。設備の備品についてもそうです。すぐに建て替えというわけにはいかないのは承知していますが、五所川原では葬儀の順番が火葬、お通夜、お葬式という順番で、これが一般的です。まず最初に、火葬です。御遺体との最後のお別れの場として、火葬場は重要な場です。全ての人が尊厳を感じるお別れができるように、火葬場の扱いについて、今後も考えていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

理事者各位の御答弁、誠にありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時26分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、こんにちは。市民の声を聴く孝志会、藤森真悦でございます。何度ここに立っても、本当に緊張します。本当に震えます。それはなぜかといえば、市民の代表として、市民の代弁者として、ここに立っているからです。本当に重い思い、市民の気持ちを背負って、今回も一般質問をさせていただきたいと思っております。

この一般質問というのは、通告制です。今回も私は、理事者の皆様に私の考えていることであるとか頭の中をできるだけ詳しくお伝えしてきたつもりでございます。今回の質問の項目の中には、少し深掘りする部分もございます。ぜひ理事者の皆様、市民目線で、市民に分かりやすい答弁をどうかよろしく願います。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。どうかよろしく願います。まず、通告の1点目でございます。中心市街地のまちづくりについて、まずは順番にお

聞きしていきたいと思います。まず、都市計画マスタープランについて聞いていきます。このまちづくりの基本的な方向性を示す計画の最上位に位置するのが五所川原市の総合計画です。このように立派な冊子というのも五所川原市作っております。これは、現在令和2年から令和6年度までの後期基本計画というのを策定しております。

では、もう少し具体的に、中心市街地の整備について、これからどう取り組むんですかというものに関しては、五所川原市は都市計画のマスタープランというのを策定しているんですね。こちらも、このように立派な冊子作っております。本当に立派な冊子なんですよ。いろんなことが書かれております。

このマスタープランですけれども、平成25年から令和15年までの計画、これは市のホームページ、または県のホームページでも、五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として、同様の内容の計画を現在も公表しています。このマスタープランの中身を見ると、このような文言が書かれております。都市構造整備の方針として、本市の顔としてふさわしいJR五所川原駅周辺は本市の玄関口であり、交通の要衝であることから、路線バスやタクシー、駐車場、駐輪場などを考慮した駅前広場の整備について検討する。また、駅前広場に関しては、駅の東西を結ぶ連絡通路の設置について併せて検討する。そして、都市計画道路の整備に関しては、効率かつ計画的な整備を推進すると書かれています。この冊子の中には、整備途中と記載されている都市計画道路が写真つきで紹介されています。

画像をお願いいたします。こちらは、駅裏にある一ツ谷地域、通称3・5・1漆川・錦町線と言われているそうですけれども、御覧のとおり道幅も広く非常に立派な、何か4車線でもいいような道路が整備されています。この一ツ谷の近隣住民の方から、あまりにも立派な道路だものですから、違法駐車が非常に多いと。「藤森さん、私はちょっと月ぎめでお金払っているのに、何であれだけ皆さん止めるのかしら」というような要望もいただいている、担当課にお願いをしていた、そういう経緯もございました。とにかく立派な道路でございます。このマスタープランの計画期間は20年間としていますので、残りは約10年ぐらいですか、今後の社会経済情勢や住民のまちづくりに対するニーズなどの変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを図るとしているんですね。画像を終わってください。ありがとうございます。

では、質問をしていきます。この駅裏まで整備が終わっている通称3・5・1漆川・錦町線は、当時どのぐらいの予算で整備され、またなぜ現在この立派な道路の整備がストップしているのか。また、このマスタープランの中では、駅前を中心とした中心市街地の整備事業が現在進行形のように様々掲載されています。様々ある整備事業に関して、

庁内での話し合いというのは行われているのでしょうか、また全く検討すらされていないよということなののでしょうか、質問したいと思います。

続いて、通告2点目に移らせていただきます。つがる総合病院周辺の渋滞と駐車場問題についてでございます。私は、これ以前も質問をしております。まずは、解消策、取組について伺いたいと思います。令和4年第2回定例会一般質問で、病院周辺の駐車場問題について、私は質問をしております。このような質問でした。開院以来、曜日によっては朝から立体駐車場も満車です。病院前は大渋滞です。冬場は立体駐車場の屋上が使えなくなり、また病院周辺の道幅も狭く、ますます朝の渋滞に拍車がかかるんだと、多くの病院利用者、市民が困っているのではないですかと言ったんです。また、旧市役所解体工事に伴い、駐車場の制限が出てくるけれども、これ対策あるんですかと質問しました。そして、病院利用者や近隣住民への工事の振動、騒音、粉じん問題への周知をどうするんですかと質問しました。

理事者側の答弁では、駐車場問題に関しては、旧市役所跡地利用に関する検討委員会が今行われていて、議論されていますよと。病院職員には、代替地もなく、民間の駐車場を借りるなど、個別に対応することとしておりますと。解体工事に伴う騒音、振動については、住民、病院利用者に対して周知を徹底させる。施工に際して、病院に隣接していることから、騒音、振動に十分配慮するよう指導していくとしています。

この病院周辺の渋滞、駐車場問題、これは病院開院以来の課題です。私は、多くの市民、病院利用者の声、要望を代弁したつもりでございます。先日も私は、シルバー人材センターの皆様にもちょっと御意見を、いつも伺っているんですけども、聞きに行きました。コロナも大分落ち着いてきたので、この渋滞状況どうですか。「相変わらずです、藤森さん」と。このようなこともおっしゃってました。これは、私前もちょっと言ったんですけども、予約時間があって、それにも間に合わない。救急外来に行くわけではないので、やっぱり腹痛とか、どこどこが痛い、そういう思いで並んでいるわけですね。大渋滞です。もう間に合いませんよと、皆さんいろいろ、いろいろしているんですね。係の方に暴言というような、「何やっているんだ」とか、そういう言葉を吐かれると、それが開院以来ずっと続いている、繰り返しの状況だと思います。この旧市役所解体後の利活用の検討委員会でも、駐車場問題話し合われています。しかし、それが問題解決につながるのとは相当先の話であり、しばらくは現状のままではないでしょうか。

質問します。渋滞や駐車場問題に関して、その後何か対策考えられていますか。また、騒音問題の周知の徹底は行われましたか。以前私の質問の中で、2丁目区画整理事業の

騒音の問題を話したことがございました。いろいろな振動、騒音、何年も続いて、心の病を発症され、そして長年薬を飲まなければいけなくなった今、メンタルヘルス対策は現代社会において非常に重要な問題となっております。そもそもこの開院以来、渋滞、駐車場問題に関して、例えば一般市民や病院利用者への意見を伺うであるとか、また職員を動員した、市の職員も含めてです。朝の交差点や立体駐車場入り口付近等の状況確認を行うような実態調査のようなものを実施し、これは連合ですから、県や近隣市町村と情報共有をしながら、将来の道路整備の効果であるとか課題を評価し、渋滞解消策につなげるような取組はしていますか、質問したいと思います。

ぜひ理事者側の誠意ある分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 駅裏まで整備が終わっている通称3・5・1漆川・錦町線は、当時どのぐらいの予算で整備され、なぜ現在ストップしているのか、そしてまた現在庁舎内で中心市街地の整備開発の計画は話し合われているのかについてお答えいたします。

本路線のツ谷地区から駅裏までの整備済み約280メートルの区間につきましては、当時の資料が残っておらず、正確な事業費は把握しかねますが、概算で4,000万円程度を要したものと思われます。現在整備がストップしている理由については、平成28年度に実施しました都市計画道路見直し検討業務において、本路線と並行する既存道路の漆川・岩木町線が代替機能を有していること、将来交通量及び未整備区間の実現性等を総合的に踏まえ、今後廃止する方向で検討を進めることとしております。

また、中心市街地の整備等の事業化に向けた庁内での話合いについては、大町2丁目地区土地区画整理事業以降は行っておりません。

以上です。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 つがる総合病院周辺の渋滞、駐車場問題についてお答えいたします。

つがる総合病院正面側道路における午前中の交通渋滞については、来院する方、近隣住民、車両通行する皆様に多大な支障を来しております。このことは、午前8時頃から午前10時過ぎまで外来患者が集中することにより、立体駐車場が一時的に満車となることが要因で、つがる総合病院においても患者様から、またつがる西北五広域連合病院事業運営審議会でも住民代表委員の方から、渋滞解消に駐車スペースを増やすよう要望されているところですが、近隣に駐車スペースを確保することが困難であり、すぐに対応することは難しいとのこととです。

現在、旧市役所庁舎の解体工事が進められており、解体後に、一時的なものとはなりますが、跡地利用が決定するまでの間、来院者の駐車場として利用できるよう調整しているところです。

なお、広域連合においても、市においても、渋滞に関しての実態調査を実施したことはございません。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 解体工事の騒音、振動に関する周知徹底についてお答えいたします。

旧本庁舎解体工事を行うに当たり、令和4年8月10日付で設計業者から近隣住民の皆様に対して、解体工事のお知らせを発付しております。施工に関して不備な点や質問等があった場合、御連絡いただくようお知らせしております。市及び施工業者に対しまして、騒音及び振動に関する苦情等の連絡は入っておりません。

また、つがる総合病院ともに解体工事の日程などについては、常に連絡を取り合いながら施工を進めて、現在に至っております。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 非常に分かりやすい答弁を色々いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、再質問をいろいろしていきたいんですけども、駅裏の都市計画道路が当時4,000万円かかったと。当時の4,000万円ですよ。じゃ、今同じような整備をすれば、恐らく相当莫大な予算がかかるんじゃないか。例えば当時の大体の金額、4,000万円というのは、市民の方はほぼ私がこの場で質問しなければ分からない数字かと思うんですね。この中心市街地の整備に関しても、私一般質問の中で駅前整備、今までですけども、中心市街地に関して様々な要望であるとかアイデア、館の件もいろいろと私は発言してきたつもりです。もちろん市民の代弁者としてです。ですけども、その答弁によると、庁内ですら話合いは現在行われていないということですね。

このマスタープランの中には、防災、医療のまちづくりについての記載もあるんですね。ちょっと再度いろいろ質問していきたいんですけども、概要を簡単に説明すればこのようにうたわれています。公園緑地を防災拠点として位置づける。災害時に飲料水や消火活動に利用できる耐震性の貯水槽、釜やトイレとして利用できるベンチなどが設置される広場を活用し、市街地での防災訓練を実施すると書かれています。また、医療福祉等の充実として、つがる総合病院は圏域の中心となる中核病院として、医療機器の充実と安定的な医療の提供が図られるよう、医療スタッフ、機器等の拡充に努めると記載されています。

令和3年第7回定例会一般質問で、私は立佞武多の館の隣にある広場の質問をしています。こう私は質問しました。東日本大震災以降、約1億6,200万円かけて整備した広場であると。地下に7,800万円かけて整備した耐震性の貯水槽があり、災害時に1万1,000人分の飲料水3日分が賄えますよと。この広場は、平成25年度から運用が開始されましたが、貯水槽は令和3年の時点で点検すらされていないことが分かりました。災害用のマンホールトイレが22基あります。3.11震災時にトイレの衛生環境問題が騒がれた教訓から、災害用のマンホールトイレは下水道管につながる衛生的なものでなければならぬとしていました。しかし、実態は排せつ物を流せない、汚物をためておくだけのトイレであることも分かりました。また、館の指定管理に関する議員説明会の場で指摘をされておりました。祭り時に小型ねぶた小屋の設置で、かなりの期間にわたり、防災広場としての機能が制限されるのではないかとというような御質問がありました。

また、私は令和4年第2回定例会で、安定的な医療の提供をするための病院の水問題についても質問していました。災害時に病院機能を維持するための水の確保が厳しい中、市の給水車による病院への水の提供に関する協定を早急に結ぶ必要があるのではないですかと当時質問しました。

質問をしていきたいと思います。その後、地下にある耐震性の貯水槽の点検はされていますか。されているのであれば、点検実施に関わる費用はどれぐらいかかっているか、またこれから年々劣化していくわけです。古くなっていくわけですね。メンテナンス等で点検費用は定期的にかかってくるということによろしいでしょうか。

災害時に病院側に優先的に水を供給する協定に関して、その後病院側と話し合われていますか。近隣自治体では、給水車が少ないのではないですかと当時私は指摘をしましたが、増車を検討しているのか。

また、平成25年以降広場を活用した防災訓練はどれぐらい行っていますか。

最後になります。祭り期間の立佞武多広場の小型ねぶた小屋設置による防災機能の制限に関してどう考えていますか。防災、医療のまちづくりについてまとめて質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多広場地下の貯水槽の点検及び費用等についてお答えいたします。

貯水槽内部の調査及び緊急遮断弁の点検を令和4年9月に実施しておりまして、その費用は総額99万円であります。その貯水槽内部調査の結果により、清掃を要するとのこ

とであり、今年度予算に385万円を計上しており、秋頃実施する予定となっております。

また、令和6年度以降のメンテナンスにつきましては、10年ごとの点検と清掃を検討しておりますが、メーカーからのアドバイスを参考にしながら適宜対応してまいります。

○木村 博副議長 上下水道部長。

○赤城 一上下水道部長 藤森議員の質問にお答えいたします。

令和4年第2回定例会におきまして、災害時におけるつがる総合病院への優先的な水の供給に関する協定についての質問があり、協議の申入れに対応する旨をお答えしておりました。その後、病院側と数回にわたり話し合いをしておりますが、現時点において協定を結ぶといった具体的な申入れには至っておりません。病院側からは、ほかの病院での対応状況などを踏まえ、相談したいとのこと伺っており、今後申出があった場合、適切に対応してまいりたいと思っております。

それから、給水車についても御質問がありました。こちらにつきましては、災害時の備えとして必要であると認識しております。納期に数年要すると伺っておりますが、新規購入に向け、前向きに検討してまいります。

以上です。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 立佞武多広場整備後の広場を活用した防災訓練の実施状況についてお答えいたします。

市が主体となって実施する防災訓練としては、関係機関等と連携して行う総合防災訓練、こちらのほうがあります。コロナウイルスの関係で、令和2年から4年度は中止しておりましたけれども、平成20年度からはある程度の規模を想定して、ほぼ毎年度小中学校を主な会場として実施しております。

立佞武多広場は、五所川原市観光協会が指定管理者となっているため、立佞武多の館の避難訓練では利用していると伺っておりますけれども、市が主体となって立佞武多広場を会場とした防災訓練については実施しておりません。様々な面で多機能な広場であり、防災広場としても整備されておりますので、災害発生時に近隣住民が十分に活用し、機能できるよう、新型コロナウイルスが5類となったことをきっかけといたしまして、町内会等の団体に防災訓練の実施を働きかけてまいりたいと考えております。

また、これと併せまして、自助、共助に関する周知や自主防災組織の組織率向上に向けた事業を推進してまいります。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 夏祭り期間中の立佞武多広場の利用についてお答えいたします。

立佞武多広場は、祭りやイベント等の利用に供するとともに、市民の憩いの場とすることを目的に設置されたものであります。一方、緊急避難場所としても指定されており、広場内には防災設備が設置されておりますので、祭りやイベントで使用されている期間であっても、災害時には緊急避難場所としての利用が優先されます。

なお、昨年まで広場に設置していたねぷた小屋につきましては、柳町の増田病院隣の市有地に設置する方向で検討しており、祭り期間中の広場の利用は、祭り本部のテントと仮設トイレの設置となる見込みであります。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 分かりやすくいろいろと教えていただきまして、本当にありがとうございます。

貯水槽ですか、これは今金額出してもらいましたけれども、決して安くはない点検費用であるとか維持費がこれからかかってくると。私は、劣化していくという話をしましたけれども、やはりこういうものを整備して終わりではなくて、ますますどんどん古くもなってくる。それによって、お金もかかってくるということです。

このマスタープランの中で、防災訓練を実施するとうたわれているにもかかわらず、ほぼ訓練というのは行われてきていないということだと思います。先日ですか、これは市長だよりか、その中にも出ていましたけれども、市浦で小中学校と合同で防災訓練を行っているという記事がございました。ぜひ市民の皆さん、ホームページを見てほしいんですけれども、これから例えば町なかのこういう場所を活用して、子供たちと一緒に、今空前のキャンプブームじゃないですか。子供たちと住民が楽しみながら、親子でもいいです。楽しみながら防災意識を高めて、そして学んでいく、そういう取組。例えば火おこしとか、そういうものに活用していただければ、子供たちも本当にゲーム感覚で防災意識を高めていただけるんじゃないかと思っています。ぜひ訓練のほう、地域住民と一緒に行っていただきたいと要望したいと思います。

定期的な医療の提供体制について、実はもう一点質問したいことがございます。これが令和4年の第2回の定例会、昨年11月の定例会の中で、これは定例会といっても、つがる西北五広域連合議会の定例会です。その会議録を見ると、このようなことが載っております。外崎議員が質問されています。顧客に対する不満というかクレームがこの病院は非常に多いですと。議員説明会の中で、鶴田の議員もこの病院に関するクレームというのをおっしゃっていたという、会議録の中でそのような答弁が記載されているんですね。それに対して、佐々木市長、連合長ですけれども、こうおっしゃっていました。「このつがる総合病院はですね、最後の圏域のとりでなんです」と。「患者様のため

に、しっかりと対応できる、病気を患い精神的にダメージを受けて帰るといったような病院であってはならないと思っております」と、市長、そのように御答弁されておりました。

私もこの病院に関しては、駐車場問題、渋滞問題、待ち時間対策、様々な御意見、要望を市民の皆様からいただいております。本当にたくさん言われています。最近というかコロナ前、議員になってからとにかく言われていた要望がありまして、それは何かというと、祭り期間中につがる総合病院の前の道路が交通規制により通行止めになるんだと。それにより、救急外来の正面入り口が制限される。対応策として、進入経路、搬入経路を確保しているけれども、緊急時には対応が遅れるのではないかと。1分1秒を争うというときに、ここが重要です。「御家族の気持ちを考えれば、祭りで病院の医療提供体制に影響があるのはあり得ないことではないんですか、藤森さん」と、こういう声が非常にあるんですね。

もう一つあります。騒音の問題です。太鼓であるとか掛け声、「ヤッテマレ、ヤッテマレ」、元気をもらう患者さんももちろんいらっしゃるでしょう。しかし、ここは根本的に考えてください。圏域最大の医療機関ですから、騒音で、私先ほどもメンタルヘルスというお話もしました。影響が出る患者もいるわけです。少しのことでメンタルに影響を及ぼすと、そういう患者がいるのは確かですよ。五所川原立佞武多運営委員会、市長も含め、議員の方もいらっしゃるけれども、会議には消防、そして警察も関わっていると思います。これは病院も関わっているんですか。この医療提供体制について、どのような御認識ですか、質問します。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 祭り期間中のつがる総合病院前の交通規制に関してお答えいたします。

今年の立佞武多運行は、コロナ前と同じく、病院前も利用した周回コースで実施するため、交通規制の対象となります。交通規制時間帯における緊急搬送への影響は否定することはできませんが、運営委員会のメンバーには消防、警察も含まれており、病院付近への警備員の配置、運行終了後の速やかな交通規制解除など、病院及び関係機関との連携による体制を整え、祭りの準備を進めているところであります。祭りのスムーズな運行とともに、緊急搬送などへの影響を最小限にとどめるよう、関係機関と連携してまいります。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。今の答弁を聞くと、やはり祭りありき、おらほの祭りありきというような、少し苦しい答弁のような気がします。

コロナ前です。私、すぐそこの大橋の信号がありますけれども、祭り期間にたまたまそこでねぶた観覧しておりました。そこで、すぐ目の前に吉幾三さんが来て歌っているわけですよ、台に乗ってね。そうしたら、すぐそこで急病患者が発生したんです。すみません、コロナ前です。何年前か忘れましたが、救急車がやっと来て、その患者さんの処置しておりました。すごい時間かかったんです、そこで。目の前に吉幾三さんがいて、吉幾三さんも不安な顔でずっと見ていたんですよ、その様子を。10分では利かない。20分以上、もしかしたら30分近くたったかもしれません。そういうことがあって、やっとそこから、すごい人混みですよ。そこから患者さんを搬送して、救急車へ乗せて救急病院に運ぶと。

たまたまそこで私一緒に見ていたのが、大阪から来た医療従事者の方なんです。その方が、「これ、どこさ連れていくんだ」と。「いや、すぐそこにある救急病院、つがる総合というのがあるんだけど」という話ししたら、「それって、コースでしょう」と。「その前って、立佞武多通っているんでしょう」と言うわけです。あり得ないと、おかしい話だと。それで1分1秒遅れて、例えば障害が残ったと、何か後遺症残ったと、亡くなったと。これ、東京、大阪であれば裁判沙汰だよと。そういうことがあれば、これ誰が責任を取るんですかと、そういうようなお話をされていたんです。

この立佞武多に関して、少し言わせていただければ、この病院がオープンしたのは2014年か。2014年に開院したんですね、平成26年に。その開院された当時から議論されたのかもしれないけれども、同じようにその前を当たり前のようになっているわけですよ、ずっとね。2015年、次の年ですか、ブラジルに立佞武多を持っていきます。2018年にパリに立佞武多を持っていきます。いわゆる海外発信をするわけですね。私は、海外発信をしてインバウンド対策するのは大いに結構だ。しかし、根本のこういう祭りのそういう医療体制に影響があるであるとか、メンタルヘルス対策に影響がある、そういうことが私はあってはいけないと思うんですよ。

今年25周年ですか、我々のこのお祭りが国内はもとより世界に誇れる伝統の祭りにしていくためには、こういう根本的なことを解決していかないと、誇れる祭りに私はできないと思うんですよ。これから、私はすぐここの前を通るなどとは言いません。でも、やり方はたくさんあるじゃないですか。例えば病院前は鳴り物をやめる、運行の山車と山車の間100メートルぐらい空けて、もし救急車が来るのであればすぐ寄せるであるとか、これは今私考えた考えだけでも、何かしらやり方があると思うんです。これから、私そこで何だとは言わないけれども、ぜひ我々の誇れるお祭りの一つとして、そういうところを話し合っていて、すばらしい我々のお祭りにしていただきたいと思います。

す。これは要望です。ぜひよろしく願いいたします。

このような病院建設後の様々な問題であるとか、先ほど私質問しております駅裏の都市計画道路の整備費用、4,000万円という話ししましたがけれども、出さないと、私が質問しないと、全然これ皆さん分かりませんよね。先ほど質問した防災広場の維持管理費用、整備しているけれども、実際には活用されず、祭り時には制限もされてきているということに関しては、市民の皆様にはなかなか伝わりづらい、分かりにくいことだと思うんです。市民の皆様に、やはり御意見を伺うであるとか、今まで説明責任を果たしてこなかったのではないかと私は思っております。

前回の私の質問で、市役所、この庁舎の整備費用の話をしました。もう一回言いますけれども、この市役所が約80億円かかっていると。駐車場が1億1,000万円ですか。冬場は融雪で、地中熱で雪解けるけれども、マイナスになれば解けなくなって、除雪しなければいけないと。排水溝が段差できて、高齢者が転んだりもするわけですよ。そのとき言いました。青森の市役所が約33億円だと、十和田市の市役所が38億円。おかしいんじゃないですかと。何で80億円もかける必要があるんですかと、その話をしました。この整備に補助金を使おうが、助成金を使おうが、過疎債を使おうが、この原資は市民の、国民の血税です。市民の、我々の、皆様の血税です。やはりこういうことをしっかり市民の皆様に事業整備、説明していく必要があると思うんです。

事務事業評価というものがございます。これ簡単に言います。国が立てた予算をどのように使ったのか、どの事業がよかったのか、駄目だったのか、こういう課題出てきたよねと、1年かけた自治体の通知書、成績表です。事業の評価をして、税金の使い道を決めていく。例えば今まで一般市民との対話形式により、一緒に共同で参画していただき、取り組むような事務事業評価、当市行ってきていますか、質問します。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 事務事業評価についてのお尋ねでございます。一般市民が対話形式により参画するという形の事務事業評価だと思いますけれども、当市では予算編成や総合計画策定過程での事務事業評価等を実施しておりますけれども、今議員おっしゃったような一般市民との対話形式での事業評価は、現在のところ実施をしておりません。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。一般市民と一緒にそういう事務事業評価というのを行ってきていないということ、やってこなかったんですね。県内で言えば、十和田市が何年も前からやっております。ホームページ見られます。皆さん見てほしいんですけれども、ホームページの中を見れば、ちょっとこれは突っ込みどころがあるの

かなというような事務事業評価を行っています。

この事務事業評価を先進的に導入している自治体として、例えば2001年から導入している兵庫県の尼崎市では、庁内で職員が事務事業シートを活用し、事業の点検、評価を行い、一般市民と学識経験者と一緒に事業を洗い出し、点検、評価を行っています。それによりどのような効果があるのかといえば、行政改革の推進です。そして、職員の意識改革、そしてこれが一番大きいです。市民への説明責任と市民参加の促進を目的としています。要は市民に分かりやすく説明をすること、これが一番、最大重要だと思っております。もちろんこの事務事業評価を導入するには、課題もあります。職員の皆さんの負担が増えるんですよ。本当に増えてくるんですよ。課題もあるんですよ。なかなか簡単に、「はい、やります」とは言えないんです。

庁内で議論、一般市民を入れないで、庁内では議論されているというふうに先ほどおっしゃったと思うんですけども、一番最初に私は五所川原の総合計画を見せました。あの中にまち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあるんです。それについて、様々庁内でプロジェクトチームというのをつくって評価を下しているんです。見ると、これは平成28年のデータ、ホームページをクリックすると出てくるんです。ググれば出てくるんですけども、この庁内のプロジェクトチームのメンバーというのはどのような方々でしょうか、質問します。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 平成28年度に限りますと、構成員は庁内の若手職員、階級でいいますと課長補佐、係長級を構成員としておりました。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。若手の職員ということですよ。若手の職員の皆様がチームを組んで事業の評価をされている、非常に私は重要だと思っております。ベテランが云々、悪いとかということではなくて、庁内の若手にはすばらしい方がたくさんいらっしゃるんです。そういう皆様の御意見を聞いて評価をしていくというのは、非常に私は重要なことだと思っております。プラス、やはり一般の市民の皆様の御意見聞いて、幅広く様々な事業、予算について、説明であるとか情報発信をしていく必要があるんだと思っております。

平成19年第6回定例会で、井上浩議員がこうおっしゃってました。官民協働の推進として、対話集会を導入したらどうですかと質問されています。当時、平山前市長さん、こう答弁されています。市民参加型機会の充実を図ることに関して、選挙時に掲げた私の公約だと。市政運営上重要なものであると認識していると発言されていますが、その

ときに総務部長が答弁されています。この方は、後の副市長さんです。市民集会を実施する方向で検討しているとしています。

また、数年たちました。平成22年第4回定例会、古川幸治議員が対話集会についてどうするんですかというような質問をされた。平山前市長さん、こう答弁されていました。市民が主役の開かれた市政実現のため、また多くの市民の声を行政サービスに反映させるために、市内23か所のコミセンで毎月1回開催しますよというような発言をされているんです。市浦、金木コミセン入れれば、合計43か所ぐらいあるんで、恐らく旧市内のコミセンで対話集会をしていくということだと思えるんですけども、私その後の資料をちょっと調べてみたんです。これを見ると、平成22年以降になりますけれども、平成23年度は7回、合計144人が参加されています。平成24年は5回、67人、平成25年は3回、28人、平成26年に至っては1回、10人しか参加されておられませんで、平成27年から平成30年までは、何とゼロ回です。平成31年というのは令和元年ですか、佐々木市長が就任された後ですか、7回ですか、若干増えてはいますけれども、その後コロナ禍でどんどん、3回ですか、減ってきている。この資料を見ると、結局10年以上前から市民の声というのは反映されづらくなってきているのではないかと、反映していないのではないかと私は思うんです。

私は、やはり市民に分かりやすく一緒になって事業の点検評価をすることが、何回も言いますが、非常に必要だと。この事務事業評価というのは、事後の評価です。事後の評価なんだけれども、これから取り組む事業や整備に関しても、よく今タウンミーティング、タウンミーティングという言葉が出てきてはいますが、タウンミーティングであるとか、アナログ、紙媒体も必要です。そして、SNS、フルデジタルを活用したような住民懇談会に参加できないような、当市の我々の町の基盤を支えているような労働者、もう時間がなくてそういうのに参加できないであるとか、子供たちが、家事が忙しくて、全然そういう時間がないというお母さんであるとか、そして障害者であるとか、心に病気を抱えている皆さんであるとか、様々な一般市民の声を反映させる必要が私はあると思っています。そのような皆さんが協働で、市民と一緒に行政が取り組むような、そういうことがこれからますます必要になると私は思っていますけれども、この質問は非常に重要な質問かと思えます。ぜひ答弁いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 市民に分かりやすい協働の事業の点検、評価についてというお尋ねでした。私どもとしても、議員の想定されておりますような市民の皆様等の意見を行政

サービスに反映させることは、大変重要であると認識をしております。多くの方々が自分の時間の都合に合わせて意見を表現できるよう、現在パブリックコメントや市民意識調査等、多様な意見を反映させる取組を実施してきております。また、市の最上位計画となる次期総合計画においては、市民にとって分かりやすい計画づくりを策定方針とし、より市政に関心を持ってもらえるような情報の伝達、共有に努めたいと考え、具体的には特定世代にターゲットを絞ったワークショップですとか、それからこれまでも繰り返してきておりますものでは住民の意識調査、それから主題設定型の住民懇談会等、新しい取組に加えてこれまでのものも洗練させながら、この総合計画に反映させてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひ取り組んでください。本当に期待をしております。

先ほど私若手の話ししたんですけれども、市長と副市長と、これは財政部長も含みますか、要望、お願いがあります。ぜひ若手にいろんなところに視察に行かせてください。いろんな先進事例あります。例えば私前回質問した長崎の洋上風力、非常にすごいことをやっているんです。絶対行ったら勉強になります。また、トヨタ自動車の話もしましたけれども、先進的なまちづくりをしているんです、脱炭素の。そういうところにぜひ職員を派遣してください。そこに何とか予算をつけていただければ、本当にうれしいです。そうすることによって、我々の行政のまちづくり、若い職員が活躍する、そういう五所川原市になっていくと思います。ぜひ要望としてお願いしたいと思います。

市民に分かりやすく説明しなければいけないこととして、立佞武多の館の大規模改修があります。前回の代表質問で、館の大規模改修についての質問がございました。理事者側の答弁では、観光、市民交流の拠点施設として、平成16年に開館。建設から19年が経過している。令和5年度から工事に着手する計画であったが、想定を大幅に超える工事費がかかり、工期も複数年にまたがることが判明したと言われております。令和5年度から工事は行わず、破損、故障している部分については、その都度修繕を行い、大規模改修事業の実施時期について精査するとしております。

例えば規模が全く違うと思いますが、リノベーションでの整備と言え、金木の産直メロスは約1億3,000万円、金木と言え、旧西沢家住宅、整備に実施設計数千万円、整備費用が数億円かかるんですか。新規で言えば、現在建設中の市浦の健康増進、温泉がありますけれども、3億3,000万円、もうちょっと増えたのかな、そのぐらいだと思います。

館は、これからリノベーションになると思います。改修費用、恐らく1,000万円、2,000万円の単位ではないと思うんです。この想定を大幅に超える工事費、工事費の概算金額を算出したとありますけれども、これは一体幾らなんですか。議会だよりでも、先日発行されてこの質問が載っておりました。私は、市民の方から多数問合せをいただいております。「これ、藤森さん、幾らかかるんですか」と。説明責任も果たさないといけないなと思って、あえてこの質問をしております。工期が複数年にまたがるということは、その間館の営業の縮小であるとか、休館する可能性もあるということによろしいんでしょうか、質問します。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の大規模改修に関してお答えします。

大規模改修の事業費は、改修の規模や箇所等によって変動するため、実施設計を行っていない現時点では具体的に示すことはできませんが、実施時期及び工事期間について、物価の推移や市の財政状況等を見極めながら検討してまいります。

なお、大規模改修工事の実施に当たっては、立佞武多の製作と収容場所、祭り期間の出し入れといった機能については、代替施設がないことから、その機能を維持しながら行うこととなりますが、工事期間中には立佞武多展示室等の一般公開が制限される期間があることが予想されます。そのため、その期間は休館となる可能性がありますので、休館についてはその必要性や期間を実施設計において検討して、正式に決定いたします。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。金額は現時点で出せないということです。仮に複数年休館というお話がございました。この館を、ねぶたの製作と保管の場所にするのか。はたまた工事内容によって製作、保管ができなくなれば、製作に関しては以前の市民会館で製作したように、ほかの場所で保管であるとか製作をするのか。また、現状の修繕、今壊れているところをただ修繕をするだけなのか、それとも観光資源として新たにリニューアルしていくのか。想定を大幅に超える工事費、金額出してもらえなかったですけども、そういうのであれば、やはり市民が納得するような説明責任を果たした上で、改修が必要なんではないかと私は思っております。

これから修繕をしていく中で、ぜひこれは私一つ指摘をしておきたいことがございます。令和3年第2回定例会で質問をしました。また繰り返します。当時市立美術館を建設するために、市民から約9,000万円の寄附金を集めました。建設に賛同する名誉市民の伊藤正規さん御夫妻、合計763点寄贈しております美術品をはじめ、多くの作家さんから寄贈された作品は、合計1,029点にも及んでいるんです。しかし、その寄附金は、市立美

術館ではなく展示ギャラリーと名を代え、立佞武多の館の建設費に充てられました。しかも、館オープンまでの数年間で約1億8,000万円の高額な美術品も購入しています。

以前私は質問の中で、画像も見せて館の美術収蔵庫について指摘をしました。高額な美術品がたくさんあるよと。24時間、365日、空調、湿度管理をしている。この部屋だけで年間どれだけの維持経費がかかっているのかというようなことを私言ったんです。そして、そこには市の所蔵以外のものもあるのではないですかと指摘をしました。

画像をお願いいたします。じゃ、現在どうなっているのか。このような状況です。こちらが美術収蔵庫、2階の状況です。こちらも2階の状況です。当時とほぼ変わっておりません。こちらは、2階の部分に関しては市のものではないんです。名前は言いませんけれども、ある名誉市民の方の全て私物です。それを長年長年市が管理をしていたということになります。そして、1階の様子です。1階は伊藤正規画伯をはじめ、たくさんの寄贈された美術品がこのように並んでいるんです。これは問題が1つあります。何なのか。この高額な美術品の数々が、現在空調も止まり、湿度管理の業務用の機器も、私見に行ったときに1つしか稼働していなかったんです。当時見に行ったときは、複数稼働しておりました。じゃ、その機器はどうなっているのか。こうなっております。倉庫に、壊れてしまってまとめて置かれている、隅に置かれているような状況なんです。もうこれ稼働していないんです。壊れてしまっているんです。画像終わってください。

高額希少な美術品を管理する上での最大の課題は、価値保全にあると言われております。美術品保管において大切なのは、劣化させずに最良のコンディションを保ち、その高い価値を維持していくことなんです。価値を保つには、最低でも空調倉庫で保管し、摂氏20度を維持し、湿度も50%を保つように厳重管理されなければいけません。作品に関しては、基本は密閉状態で保管しなければいけない。先ほど1階の伊藤正規さんの絵を見せましたけれども、裸で保管しているような状況です。

このような管理状態であるならば、これは市民の皆様の御意見を伺う必要がもちろんあります。お話を聞く必要があります。しかし、私はこの美術ギャラリーの廃止も含め、斬新な考え方、発想で、改修、館のリニューアルを行う必要があるのではないかと考えます。私はギャラリーに関しては、以前みずとみどりの小公園、市役所のすぐ目の前にあります。そこのギャラリーを改修すれば、リノベーションすればいいんじゃないのという話もしました。数千万円でリノベーションできると思います。そういうものを活用するであるとか、今現在非常に財政が厳しいです。特に公債費の高止まりという言葉も叫ばれている中で、大規模改修に関して市民への説明責任を果たした上で、中心市街地にある重要な観光資源です、館は。生かしていかないといけないと考えたときに、私は

館だけではなく、中心市街地全体のビジョンをつくり、整備をしていく必要があると思っています。

例えば1つ例を出します。秋田市が取り組んでいるまちづくりがあります。それは、人口減少社会に向け、自治体の予算規模がどんどん縮小していっていますよね。インフラや設備の更新など、行政の負担がますます増える。しかし、いかに将来に、子供たちに負担を残さず、まちづくりをしていくかです。秋田市は、かなり前からまちづくりのビジョンを策定し、民間に売り込みをしてきました。私は、秋田市の議会の会議録、古いやつをどんどん見てきていたんです。相当議論、激論して、今のまちづくりしています。その中で、いろんな民間が手を挙げて、イオンさんが手を挙げて、検討委員会でイオンさんを選定し、そして新たなまちづくりに秋田市は動いているんです。

例えば1つ取り組んでいることは、政府が今後押しして全国で計画が進む超高齢化社会を見据えたCCRCのまちづくりです。このCCRCとは、簡単に言えば高齢者が健康な段階でマンションや空き家や空き公共施設に入居して、終身で暮らすことのできる生活共同体です。例えば旧マルキデパートの跡地の活用、私前から言っているんですけども、ああいうところに民間のスーパーが来ていただく。その上に、低階層でもいいです。このような高齢者の集合体をつくるであるとか、私は駅前のお話もしていますけれども、先ほど言ったみずとみどりの小公園の美術ギャラリー、点在することによって人流が動きます。そうすることによって、館であるとか、そしてマルコーセンターがこれから私は生きてくると思うんです。

そういう将来のビジョンをつくって、民間に売り込んでいただくと。市長も大分前の私の質問に、民間というお話をされていました。前回の質問でも、花田議員の質問に民間というお話を市長おっしゃっていた。やはり民間が進んで、五所川原市のビジョンいいよねと、そういうものに手を挙げていただくような、そういう将来に向けたビジョンを私はやっぱりつくっていくべきではないか、それを売り込んでいく必要があると思います。この将来に向けたビジョンについて、何とか考えていただきたい。どのようにお考えですか、質問します。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 将来ビジョンについては、人口減少や財源等の現状課題を認識した上で、新たなにぎわいが創出される当市ならではのまちづくりを目指し、検討を進めることとしております。近年、他自治体における民間主体の開発事業の施行事例もあることから、自治体担当者及び民間事業者へ事業概要の詳細ビジョンについて聞き取り、活用可能な補助事業等についても調査を予定しております。魅力的なまちづくりビジョ

ン策定に向け、他課と連携し、そしてまた若い世代や市民の御意見を伺いながら慎重に検討を進めてまいります。

○木村 博副議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。今計画がない時点で、こうやる、ああやるというのは言えないと思いますけれども、ぜひ民間が本当に喜んでいただくような、手を挙げていただくような、そういう将来に向けたビジョンをつくっていただきたいと思います。

大分時間がなくなっただけですけども、私最後にこのことを言いたいので、ちょっと今のことに関連することを言いたいと思います。昨日新しい知事が誕生しました。先日弘前市で県民集会があったんです。そのときに、私、前のほうに来賓席があったんですけども、あえてそこに座らずに一般席に座って、隣のお母さんとか御婦人方と、弘前市の観光どうなんだとか、弘前市の課題って何なのと、そういうお話をしながら県民集会を聞いて、宮下知事のお話をいろいろ聞いていたんですけども、最後に質問がございました、宮下知事へ。それは、ある弘前の市議会議員の方が質問されたんですけども、こうおっしゃっていたんです、最後に。先日の話です。まちづくりの方針は、まずは行政がどう考えるかだと。これから市町村長と知事ともホットラインを形成しようと思う。電話番号を交換するのはもちろんだが、それだけではなく、常時オンラインでつないで、要望等を吸い上げる仕組みを常につくろうと思っているんだと。そうすると、まちの課題が、あるいは市の課題が県の課題になる。これからまちづくりで、中心市街地でどんなことをやっていこうかとなったときに、市長から連絡があれば、県としてはこんな協力ができるということをトップ同士ですぐ会話できる環境をつくって、県市連携の中で商業都市、まちのにぎわいというものをしっかり考えていきたいと思っていると発言されました。これ、一番最後に宮下知事さんが発言されています。これは、市民、県民の前での発言です。ぜひ確実に実行していただきたい。

佐々木市長も街頭演説で、選挙が終わればノーサイドだという話もされていますけれども、ぜひスピード感を持って対応していただければと思っております。宮下知事、街頭演説の中で、これから県の部門を市町村に振り分けていくような話もされていました。例えば館の中にそういう出先機関のようなものをつくれば、私は相当町なかは変わってくると思うんです。県との協力によって様々なことを考えて、ぜひ佐々木市長にはスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っています。

この後に再質問、立体駐車場を準備していたんですけども、再度また質問内容を煮詰めて、ぜひ理事者の皆様にお聞きしたいと思っています。内容のますます濃い質問を

しますので、ぜひともどうかよろしくお願ひいたします。

もう時間もなくなりました。今回も理事者の皆様、本当に分かりやすい答弁をしていただきました。感謝を申し上げます。ありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブの伊藤雅輝でございます。まず初めに、去る1月22日の五所川原市議会議員選挙におきまして、たくさんの市民の皆様より御支持をいただき、初めて市議会議員に当選を果たすことができました。今後は、市民の皆様の声を市政に届けるために、誠心誠意議員活動を進めていく所存でございます。市長をはじめ、市役所職員の皆様、市議会議員の皆様、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、私の人生で初めての議会での質問をさせていただきます。第1点目としまして、災害防止に対する市の取組についてお伺ひいたします。ここ数年、各地で今まで経験したことのないような災害が多く発生しています。津軽地方でも、昨年8月の大雨の被害は記憶が新しいところではございますが、河川の氾濫に不安を覚えた方も多いことと思います。事実市内でも床上、床下浸水により、苦勞された方々も多くいらっしゃいます。

市で平成18年に制定された五所川原市地域防災計画は、国の防災基本計画及び県の青森県地域防災計画の修正を受けて平成30年に修正されています。防災のためには、行政だけではなく、市民自らが自主防災の意識を持って、行政とともに取り組む必要があるものと考えます。この地域防災計画の中で、防災教育及び防災思想の普及、そして防災訓練の項目があります。果たして市民の皆さんがこの地域防災計画を目にする機会はどのくらいあるのでしょうか。

そこで、(1)としまして、市防災計画の啓発、周知についてお尋ねいたします。五所川原市として、地域防災計画に関心を持ってもらうための工夫や自主防災につながる政策はどのようなものがあるのかお伺ひいたします。

また、(2)番目としまして、防災無線の整備についてお尋ねいたします。市として、今後大規模な停電や地震、洪水、またはミサイル攻撃などの市民や高齢の方々、子供たち、外国の方々など、情報弱者も含めた情報提供の仕組みと今後の五所川原中心部への防災行政無線の設置をどのようにお考えかをお伺ひいたします。

次に、第2点目に、市有施設の長期的維持管理についてお伺ひいたします。現在の新

しいこの市庁舎は、2018年の5月に移転し、昨年度カーボンニュートラル賞を受賞した誇るべき施設だと思っております。しかし、新しい建物もいずれ古くなり、修繕や改修、更新工事が必要となってきます。市では、2015年に五所川原市公共施設等総合管理計画を策定し、限られた財源の中で施設をできるだけ長もちさせ、中長期的な視点から整備、管理運営を行うこととしていますが、本計画の見直し予定は今後あるのでしょうか。

そこで、(1)として、市有施設の管理及び長期的視点からの維持、修繕についてをお尋ねいたします。現在市が管理する公共施設の長期的な視点における維持、修繕はどのように行っているのかお伺いいたします。

また、(2)番目として、立佞武多の館の維持修繕についてお尋ねします。立佞武多の館は、建築から19年が経過し、現在鉄骨、外部柱、そして空調設備等にかんがりの支障が出ていると聞き及んでおります。コロナ禍の峠も過ぎ、観光客の数も回復に向かいつつある中、重要な観光施設の維持管理も大切な事業であると考えます。今後の改修、更新工事の予定についてお伺いいたします。

以上、2点を質問いたします。

よろしくお伺いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○小林耕正総務部長 まず初めに、災害防止に対する市の取組ということで、市防災計画について関心を持ってもらう工夫、また自主防災組織につなぐ施策、どのようなものがあるかという御質問でございます。議員御発言のとおり、防災計画につきましては災害対策基本法に規定されておりまして、自治体での策定が義務づけられております。当市におきましても、関係機関及び住民の代表者等と協議の上、防災対策の指針として策定しております。これを基に市の災害対応体制を構築しており、住民の皆様には防災計画で定めた浸水想定区域や避難所をはじめ、避難方法などをより具体的に分かりやすく理解していただくためにハザードマップを作成し、毎戸配布しております。災害発生時には、まず自らを自らが守る自助、行政等による公助、そして互いに助け合う共助が連携し合うことで、その力を発揮できるものと考えております。

市といたしましても、災害対策の啓発資料の配布、研修会の開催、防災訓練の支援等、自主防災組織の組織率向上のため、各種事業を推進してまいりますので、皆様にも自助とともに共助のための自主防災組織の結成に向けて御協力をお願いするものでございます。

続きまして、防災無線の関係でございます。市中心部への防災行政無線の整備につい

てでございますけれども、当市の防災行政無線ですが、金木地区、それと市浦地区には合併前から整備して活用しておりますけれども、五所川原地区、こちらのほうはほかの有効な手段があると考えており、整備しておりません。このことから、防災行政無線以外の手段として、気象情報や災害情報などの一般的な情報については、ライン、ツイッター等のSNS、それと五所川原エフエムによるラジオ放送、ヤフー防災アプリで周知しております。また、避難指示等の緊急度の高い情報につきましては、緊急速報メールを携帯電話に一斉送信しております。

今後も時代にマッチした情報伝達手段の効率的な運用とともに、地域の特性を考慮した防災対策に努めてまいることとしております。

続きまして、市有施設の長期的な視点における修繕、どのように行っているかということでございますけれども、市ではインフラ施設も含めた公共施設等の最適な量と質、配置を実現するために、計画期間を2015年度から2044年までの30年間として、五所川原市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的、計画的な管理等に関する基本的な方針を示しております。また、個別施設につきましては、施設保有量の適正化、また施設の長寿命化を図る取組の指針とするため、五所川原市個別施設整備計画を策定し、この計画を基本としつつ、その時々様々な要素を勘案して各施設の整備、修繕を行っているところです。

当市に限った話ではございませんけれども、多くの公共施設が高度経済成長期に建設され、将来の人口減少と高齢化の進行並びに財政状況等を勘案すると、現状で全ての施設を維持することは非常に困難であります。施設数及び保有面積をいかに縮減していくかが喫緊の課題であると認識しております。そのためにも、今年度からは管財課に施設マネジメント室を新たに設置し、全庁的な取組を現在推進しているところであります。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の維持、修繕についてお答えいたします。

まず、空調設備に関しましては、4階の会議室2部屋の冷暖房設備が使えなくなっている状況であります。現在設備の修繕方法及び費用について調査検討しておりますが、軽微な工事に対応可能であれば修繕を実施いたします。ただし、工事の規模、費用によっては、立佞武多の館の大規模改修時に対応したいと考えております。

また、屋上設備の鉄骨腐食等についてですが、こちらについては今後調査、確認を行い、必要に応じて修繕の実施を検討いたします。

施設の修繕に当たっては、緊急度や費用、劣化の程度等を総合的に勘案して実施して

まいります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございます。

まず、市防災計画の啓発、周知については、自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加できるように、行政と市民の双方の取組が求められます。ぜひ地域ごと、または町内会ごとの小まめな防災訓練や教育を行いながら、多くの市民に周知させることをお願いしたいと思います。

続きまして、防災無線の整備についてです。現在スマホ等IT機器、そしてSNSツールによる情報提供が容易になりました。しかし、デジタル情報ツールに偏り過ぎると、情報弱者へ適切に情報が提供できていないのではないのでしょうか。そのためには、アナログでの情報提供体制として、防災無線と併用して行うのはどうかと考えます。古いようでも、多くの市民へ情報を提供できること、そしてただ注意喚起したり、指示を伝達するだけではなく、適時に情報を更新したり、不安を軽減させるためにも有効ではないかと考えております。昔はよく「天災は忘れた頃にやってくる」と言っていました。ただ、最近は「天災は忘れる前にやってくる」ではないのでしょうか。もう次々、地震や風水害等発生しています。今後も異常気象による災害の発生が多くなるものと考えられます。市民へ災害の情報を速やかに伝えるとともに、迅速な避難につながるような日頃の訓練、そして防災への取組が必要と考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、長期的な市有施設の維持、修繕についてです。現在の五所川原市公共施設等総合管理計画が策定されてから8年が経過しています。計画策定以降に整備された公共施設もたくさんございます。総合管理計画の定期的な見直しも含め、先ほどおっしゃいました新設される施設マネジメント室においても、今後も効率的な施設の管理運営をお願いしたいと思います。

そして、最後になりますが、立佞武多の館の改修、維持、修繕についてです。現在4階のエアコンが効かないというふうにおっしゃっていましたが、展示室のほうも効かないというふうな話も聞こえております。これから夏にかけ、暑くなってきます。観光客の方、そして4階を借りている方々がもし熱中症になられた場合、そういったことを考えると、早急な対応をしていただきたくお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時19分 散会

令和5年五所川原市議会第3回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和5年6月6日（火）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 13番 外崎 英継 議員
 - 2番 和田 祐治 議員
 - 16番 平山 秀直 議員
 - 11番 松本 和春 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐 治 議員 |
| 3番 伊藤 雅 輝 議員 | 4番 木村 清 一 議員 |
| 5番 高橋 美 奈 議員 | 6番 藤田 成 保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸 保 議員 |
| 9番 藤森 真 悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和 春 議員 | 12番 成田 和 美 議員 |
| 13番 外崎 英 継 議員 | 14番 寺田 幸 光 議員 |
| 15番 木村 慶 憲 議員 | 16番 平山 秀 直 議員 |
| 17番 桑田 哲 明 議員 | 18番 鳴海 初 男 議員 |
| 19番 山田 善 治 議員 | 20番 木村 博 議員 |
| 21番 伊藤 永 慈 議員 | 22番 山口 孝 夫 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正

財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上 下 水 道 部 長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 会 長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
環 境 対 策 課 長	太 田 泰 弘
健 康 推 進 課 長	古 川 竜 大
地 域 包 括 支 援 課 長	笠 原 美 香
子 育 て 支 援 課 長	山 内 かおり
農 林 政 策 課 長	川 口 均
商 工 観 光 課 長	工 藤 義 人
土 木 課 長	古 川 清 彦
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
学 校 教 育 課 長	五 十 嵐 圭 一
教 育 総 務 課 長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲
次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、13番、外崎英継議員の質問を許可いたします。13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 皆様、おはようございます。自民公明クラブの外崎英継でございます。

質問に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。去る1月22日に行われました五所川原市議会議員選挙において、多くの市民の御支持をいただきまして、不肖私、外崎英継2期目の当選をさせていただきました。御支持いただいた市民の皆様から感謝するとともに、1期目で得た知識と経験を生かし、今後4年間も市民の負託に応え、安心して住みよいまちづくりのために粉骨砕身、尽力する覚悟でございます。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。1点目は、子供たちの虫歯予防に対する市の取組についてでございます。毎年6月4日、今年は日曜日、おとといでした。日付の語呂合わせで虫歯予防デーとなっており、国民の虫歯に対する意識を高める取組がなされております。県では平成26年7月に、青森県歯と口の健康づくり8020健康社会推進条例を制定し、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動を推進し、歯と口の健康づくりに取り組んでいます。当市においても、先月下旬配布されている広報6月号に、歯にまつわるお口の健康についての取組が掲載されておりました。

40歳以上で歯がなくなる原因の1位は、歯周病だそうです。知っている方もおられると思いますが、この歯や歯茎の健康は、体の全身と深い関わりがあります。歯や歯茎の健康が害される虫歯、歯周病は、その病原菌により心臓病、肺炎、糖尿病、早産など、様々な病気を引き起こすとされています。今述べた肺炎ですが、日本の高齢者の死亡原因で3番目に多いのが誤嚥性肺炎で、口の中の細菌が食べ物や寝ているときの唾液と混じり、気管から肺に入り、起こる病気です。心臓病は、歯周病を放置することで、歯周ポケットにある細菌が毒素を出し、その成分が血液から侵入し、全身に運ばれる。これにより、心臓、肺、子宮などの病気の原因となっていることが分かっているそうです。また、歯周病はプロテアーゼという血液を固まらせる作用を持っている酵素があり、これにより心筋梗塞、狭心症の発作を誘発する可能性もあると言われています。この怖いのが、歯周病は様々な合併症を伴う糖尿病を引き起こすともされています。

年齢を重ねるごとに増えてくるこの歯周病ですけれども、25歳から34歳でおよそ20%前後が発症しているそうで、45から54歳で40%前後、55歳から64歳では50%前後、面白いことに65歳を過ぎると35%前後に減るんだそうです。なぜか。歯周病になる歯を失ってしまっている人が多いという結果が出ています。虫歯になりやすい年齢は20歳くらいまでで、それ以降は歯周病を発症する人が増えていくそうです。このように、口腔内の健康は、人の健康や命に大きく関わってきます。

本題に移りますが、子供は生まれたときから永久歯が生えそろう13歳頃までに虫歯になりやすいとされており、1点目の質問は、当市の児童生徒の虫歯に罹患している、虫歯にかかっている現状をお知らせください。

2点目は、子供たちも含め、お口の中の健康管理に対して、市ではどのような対策をしているのかお聞かせ願いたい。

3点目は、歯の虫歯予防効果が高いとされ、市でも推奨しているフッ素塗布です。その前に、フッ素とフッ化物の違いですけれども、物は同じで呼び方の違いです。フッ素は元素名であり、水や食品中の無機のフッ素はフッ化物と呼ぶそうで、虫歯予防で作用するのはフッ化ヨウであり、フッ化物と呼ぶのが適切だそうです。そのフッ化物を学校で週1回洗口、いわゆるぶくぶくうがいするだけで、かなりの虫歯を予防できるそうです。当市においても、このフッ化物洗口、学校での実施についてどのような考えであるか、お聞かせ願います。

大きな2点目の質問は、ごみの収集についてであります。ごみについて、私、昨年3月の定例会においてでも質問させていただきました。市民の要望からでもあり、ごみの集積所、小屋の設置または修繕に対して、助成を検討していただけないかという質問

でした。当時、民生部長からの答弁は、集積所の実態調査を行い、それを踏まえてどのような支援ができるか検討していきたいということでした。その一環として、アンケートを実施したと思います。

ごみの1点目の質問ですが、さきを実施したごみに関するアンケートについて、いわゆる実態調査の内容についてお知らせいただきたいと思います。

2点目は、高齢者のごみ出し、戸別収集についてであります。高齢者からは、集積所までのごみ出しが大変だ、特に冬は転倒の危険もあり、戸別収集できないかという要望もあります。高齢者などのごみ出し、戸別収集について行っているか、お知らせ願います。

3点目は、ごみ集積所、集積小屋などの設置、改修に対する助成ですが、実態調査の結果どのように判断したか、お知らせ願います。

続きまして、大きな3点目、市における農業振興についてでございます。管内農業・農業者を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、抱える問題は多岐にわたっております。後継者不足による農業従事者の高齢化、労働力不足、肥料・農薬・燃料・トンネル部材など、生産資材や農機具の高騰など国で支援しているものの中に、農業機械や施設に対して3割の補助を得られる経営体育成支援事業、新規就農者経営発展支援事業、発展型、開始型あるようですが、いずれもハードルが高く、申込みに対して採用されるのは僅かにすぎません。

そこで、市の農業振興で重要になってくるのが、市独自の農業に対する支援であります。1点目は、国、県からの事業補助以外の市独自の予算の状況はどのようになっているか、お知らせ願いたいというふうに思います。

2点目は、当市における転作を加工米、輸出用米で協力する際の10アール当たりの基準反収11俵についてであります。令和5年の五所川原市の五所川原地区における転作率が、かつてない50.92%となりました。この転作に協力する際、畑作、いわゆる麦、大豆、ソバ、指定作物の場合、面積そのままを協力すればいいですけれども、米を作付する場合は、要は加工米や輸出用米で転作協力する場合は、10アール当たり11俵換算で協力することになります。生産者からは、11反歩、11俵、正式には1反歩661キロですけれども、こんなに反収上がっていないのに、なぜ転作の割合が11俵なのかと、実情に合っていないんじゃないかというふうな声が聞かれます。質問ですが、この転作に関わる基準反収、何を根拠に、誰がどのように算定するのか、お答え願います。

3つ目ですが、水田フル活用ビジョンの高収益作物に位置づけたタマネギであります。市長は、4年前の2月議会の施政方針で、水田を活用した高収益作物として、タマネギ

などを市の産地交付金の対象作物に新たに指定することによって、複合化へのチャレンジを促すなど、幅広く農業に向けた支援に努めるとしてしています。同じ年の6月議会、私の一般質問に副市長は、市としても生産者の所得向上を図るための複合経営を推進する観点から、タマネギを水田フル活用ビジョンの高収益作物に位置づけ、産地交付金の対象作物としたほか、市の補正予算として計上した複合経営等支援事業、国の中間管理事業も活用し、タマネギの普及拡大、産地づくりに取り組んでまいりたいとしていました。このタマネギ、現状の作付件数、面積はどうなっているかお伺いいたします。

4点目は、市職員の副業農業についてであります。まだ記憶に新しいところではありませんけれども、一昨年から弘前市でリンゴ農家の人手不足解消に向け、禁止されている市職員の農業アルバイト、収穫摘果作業をすることを認めました。これは全国初だという、部署や時間、金額で制約はあるものの、担い手不足が深刻化する中、弘前市は英断をしたと思います。当市においてもリンゴ作業はもちろん、田植作業においても労力不足は深刻であります。当市で職員の農業に対する副業について認め、農家の労働力不足解消を図るべきと考えますが、市の考え方をお伺いいたします。

以上の大きな3点について理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 市内小中学校の児童生徒の虫歯、いわゆる齲歯の現状についてお答えいたします。

令和4年度の全国及び青森県の齲歯被患率は、まだデータがございませんので、一昨年度のデータとの比較となります。令和4年度の市内の小学校児童の齲歯被患率は56.2%で、青森県では51.0%、全国では39.0%となっており、中学校生徒の齲歯被患率は43.7%であり、青森県では41.8%、全国では30.4%となっております。当市児童生徒の齲歯被患率は、年々減少傾向にはあるものの、青森県や全国の割合と比較すると高い状況にあります。

続いて、市における虫歯予防対策の取組についてお答えいたします。令和3年5月までは、1歳6か月児健診の際にフッ化物歯面塗布を無料で1回実施していましたが、令和3年6月からは、市内歯科医院においてフッ化物歯面塗布を無料で実施できる利用券を2回配布する形式に変更、拡充し、幼児期の早い段階から虫歯予防に取り組んでおります。

市内の小学校においては、給食後の歯磨きを推奨、実施しており、各校の養護教諭が保健室だより等で歯と口の健康に関して啓発活動を行っております。また、学級担任と連携し、学級活動の授業等で歯磨き指導を行うなど、虫歯予防に関する健康教育を推進しております。

続きまして、市内の小中学校でのフッ化物洗口の実施についてお答えいたします。現在フッ化物洗口を実施している市内の小中学校はございません。また、本年1月、文部科学省より、集団フッ化物洗口を実施する際には、安全性を確保し、適切な方法で実施するとともに、実施に当たっては関係者間で適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するよう通知があったところであり、現状市内の小中学校において集団フッ化物洗口を取り組む予定はございません。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 ごみ集積所実態調査の内容及び回答を踏まえた市の対応についてお答えいたします。

ごみ集積所の実態調査については、令和4年4月21日に町内会、自治会、部落会の268団体を対象に、ごみ集積所の形態、維持管理の体制、集積所に関する問題の3項目について実施し、191件の回答を得ました。調査により、ごみ出しの際の不分別等のマナー違反や集積所の老朽化、鳥獣による被害等を問題とする回答が得られました。その中でも、ごみ出しのマナー違反を起因として住民間でトラブルが発生するごみ出しの問題が約4割に及んだことから、市民からのごみ出しに関する相談、問合せに職員が即日対応する体制を整備したところです。また、集積所の老朽化や鳥獣による被害等については、集積所の統廃合や鳥獣被害防止ネット使用などの助言を行い、町内会等と連携しながら問題の解決に努めてまいります。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 高齢者に対するごみ出しの戸別収集についてお答えいたします。

市では、現在高齢者のごみ出しについて戸別収集は行っておりませんが、介護保険サービスの一つとしてヘルパーによるごみ出し支援サービスがありますので、要介護認定を受けている方の中で、こちらのサービスを利用し、ごみ出し支援を受けている方はいらっしゃると思います。

以上です。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 ごみ集積所の設置・改修に対する助成についてお答えします。

現在、市内には約1,100か所のごみ集積所が設置されており、路上に網をかけるもの、

木製や金属製の小屋タイプなど、設置場所に応じて様々な形態のごみ集積所が存在しております。また、ごみ集積所の設置と維持管理は町内会等が担うものとし、収集運搬については市の責務として対応しているところです。

御質問のありましたごみ集積所の設置や改修に対する助成を実施するには、多額の費用を要するため、対応は考えておりません。しかしながら、ごみ対策の実施においては、市民の皆様との協働が必要不可欠であると認識しております。今後ごみの収集については、円滑に実施できる体制の維持に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市単独予算での農林関係事業についてお答えします。

令和5年度は、計画転作促進事業、果樹共済加入促進事業、複合経営等支援事業、五所川原市航空防除事業、稲わら活用Win-Winモデル事業、スマート農業推進事業、施設園芸への参入応援事業、農業技術承継事業、農業経営収入保険加入推進事業、以上の9つの事業が市独自予算での事業となります。

次に、基準反収の算出根拠についてお答えします。まず、御質問のあった10アール当たりの基準反収11俵についてですが、こちらは令和5年度の水田活用の直接支払交付金における五所川原地区の基準反収が661キログラムであることを指しております。基準反収の算出については、国の需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に基づいて実施されており、まず国が策定、提供する主食用米の全国の需給見通しや様々な情報等を踏まえ、県から各市町村の農業再生協議会に対して、生産数量目標と面積換算値が配分されます。五所川原市農業再生協議会では、それを基に五所川原地区、金木地区、市浦地区の3地区別に基準反収を算出し、国との個別協議を経て設定しております。

なお、この基準反収は、主食用米並びに加工用米等の非主食用米の生産目標面積を算出するために用いる数値で、過去7年分の反収を参考としていることもあり、地域における実際の反収とは差異が生じるものとなっております。

また、タマネギに関してですが、令和4年度に水田活用の直接支払交付金の対象となったタマネギの取組農家数と取組面積は、1件で674平米となっております。

そして、市職員の労働支援に関してお答えします。地方公務員の農作業副業について、青森県内ではリンゴの生産量が最も多い弘前市で、リンゴ生産現場において市職員の兼業を認める取組が行われております。現在、様々な産業で労働力不足が問題となっておりますが、当市の農業生産の現場における労働力の現状について、まずはその把握に努めてまいります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 答弁ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、虫歯予防に対する市の取組、部長のほうから市内小中学校の虫歯の被患率、答弁ありました。歯科用語では、虫歯、齲歯と言うんですね。部長から答弁あったとおり、市の小学児童の被患率、虫歯にかかっている率、これ令和4年の数値でしたか、56.2%、県平均では51%、全国では39%と。高いですね、当市。県平均よりも5.2%、全国と比べれば17.2%も高いということになります。

今年3月に青森県と青森県歯科医師会が出した冊子、これの冊子あります。青森県フッ化物洗口マニュアルなる冊子でございます。これによると、12歳児の1人平均虫歯の数、これが令和2年度の都道府県別ですけれども、47都道府県、青森県がワースト5位だそうです。では、当五所川原市は県内市町村でいくと何位か。これも令和2年度ですけれども、40市町村中12位、市部でいくと10市中ワーストの2位でございます。児童の県平均の虫歯の数が1人1.08本に対して、当市は1.55本だそうです。0.47本多い勘定になります。お隣のつがる市では1.4本ということで、当市はつがる市よりも虫歯の数が多いということになります。

先ほど当市における虫歯対策の答弁ありましたけれども、1歳6か月健診の際、フッ化物歯面塗布利用券の2回無料を配布していると。小学校においては、給食後の歯磨きを推奨、実施していると。啓発活動もしているということでしたけれども、当市の数値で見れば、当市の虫歯の実態はとても高い状況というふうなことがうかがえます。

ちなみに、県内でフッ化物洗口を実施している市町村でございますけれども、県内では三沢市、十和田市、弘前市、つがる市が市の部で実施しています。町では、横浜町、六戸町、大間町、鱒ヶ沢町、4町、あとは風間浦村でございます。4市4町1村に上っております。弘前市は、特定の学校を先行で実施していましたが、令和5年、今の2学期からは市内の小中全校で実施する予定だそうです。

今回取り上げたフッ化物洗口、フッ化物のうがいですが、その効果が実証されています。三沢市の事例を申し上げます。県内では、三沢市が最も早くフッ化物洗口を実施しております。平成12年4月から三沢市内の小中学校で、平成14年8月からは市内の全幼稚園、保育所で実施しているそうです。平成12年度時点で、三沢市の12歳児の永久歯虫歯は2.7本でした。小学校でフッ化物洗口を経験してきた子供たちが12歳になったとき、平成18年度には0.9本と大きく減少しています。その後も減少傾向は続き、令和3年度には0.5本になったそうです。平成12年度に全国平均の2.65本を三沢市の2.7本が上回って

いたのに対し、令和3年度には全国平均0.63本に対して、三沢市は0.5本と、全国を下回る数値を示しており、フッ化物洗口の虫歯予防効果が確実に表れていることが分かります。

子供の虫歯予防がなぜ大事か。それは、幼児期から虫歯予防について関心を持つことによって、青年期、成人期において、自ら予防歯科について意識を持つことができるというふうにされています。歯科予防について意識を持つことにより、歯周病の予防につながり、冒頭申し上げた心臓病や糖尿病などの成人病予防に大きく貢献することとなります。このフッ化物洗口、経費は1人当たり年500円から700円だそうです。今現状、小中学校の児童生徒は何名ですか、お答えください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

令和5年4月1日現在で、小学校2,037名、中学校1,078名、合計3,115名となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 合計で3,115名、これに高く見積もって700円を掛けて218万500円です。これ、国庫補助金の対象にもなります。厚労省の8020運動推進特別事業において、フッ化物洗口に関する取組で、国庫2分の1の補助金を申請できます。差し引けば、100万円ちょっとでできるという数字でございます。大きな額でしょうか。私は、非常に安い投資だと思います。1年間1人500円から700円で済むフッ化物洗口ですが、これ実施と未実施の市町村の10歳から14歳までの歯科医療費の差が年間4,600円という数字も出ています。医療費がかからなくなるというふうなことであります。まさに一石三鳥ではないでしょうか。歯医者さんには気の毒ですけれども、将来の市の健康を考慮すれば、大きな財産になりませんか。

先ほどの答弁では、当市においては、学校においてはフッ化物洗口の実施の予定はないと、きっぱり断言していましたが、一般質問通告、私通告してから1週間です。内容を精査しての判断か、ちょっと疑問残るわけですが、答弁の内容にもう少しこの内容を精査し、関係機関や内部検討を重ね、判断しますくらいの、そういう答弁、本当は欲しかったです。これだけ効果が実証されていることや、経費もそんなにかからない。これまでやっていないことをやることになるから、学校での負担になることは間違いないというふうに思います。しかし、当市における虫歯の実態を踏まえ、全国的にも実施されてきていること、県内でも近隣自治体で実施していることが増えていること、各自治体でも実施に当たって抱える問題は一緒だと思います。それでも実施する学校は

増えてきています。教職員の負担軽減に配慮しながら、当五所川原市においても早期に実施されることを強く望みます。教育長、よろしくお願いいたします。

続いて、ごみの収集についての件です。さきに実施したごみに関するアンケートについて部長から答弁ありました。今年4月に町内会、自治会、部落会の268団体を対象に実施したと。回答は、191件の回答率が71.2%ですか。答弁は、ごみ出しの問題が4割に及んだことから、市民からのごみ出しに関する相談、問合せに職員が即日対応するような体制を整備したというふうな答弁でございました。

この実態調査、A4判で調査項目は3点というシンプルなものです。内容をちょっとお知らせしますが、問い1はごみ集積所の状態について。内容は、現在1町内会に設置されている集積所はどのようなものですか。路上タイプ、小屋タイプ、金属タイプ、囲いタイプ。問い2は、集積所の管理、維持について。内容は、管理の仕方、維持費について内容を記入するものです。問い3が大事で、ごみの集積所の問題について伺っています。6項目あるわけです。1つ目がごみ出しの問題、2つ目が集積所の老朽化の問題、3つ目が設置場所の問題、4つ目が鳥獣被害の問題、5つ目が維持費の問題、6つ目がその他というふうにあります。

回答結果、各町内会、自治会が抱える問題で、一番が先ほど答弁されておりましたごみ出しの問題、4割に及ぶとありましたけれども、これ正式には38.6%でしたか。2番目に多いのが集積所の老朽化の問題が挙げられています。これについては22.7%と、これも多い数字でございます。3番目には、維持費の問題が挙げられています。これが10.1%ということで、実にこの3項目で7割以上の回答です。3番目の維持費については、集積所の老朽化に関わる修繕などの経費の問題も含まれているかと思えます。答弁では、実態調査の結果、ごみ出しの問題が38.6%に及ぶことから、職員が即日対応する体制を整備したと。2番目に多い集積所の老朽化の問題、これには対処されていないということです。この老朽化の問題ですが、後の集積小屋の設置、改修の助成にも関連しますので、後で触れます。

続きまして、高齢者のごみ出し、戸別収集について再質問します。高齢者のごみ出しについて、介護サービスを受けていない高齢者については自立した高齢者であり、戸別収集は考えていないと。質問ですが、それでは介護サービスを受けている高齢者について、この対応について、ヘルパーさんによるごみ出し支援サービスを利用している高齢者の利用回数と、本人の経費負担はどのようになっているかお知らせください。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

ヘルパーによるごみ出し支援サービスにつきましては、ごみ出し単独で行われることはなく、掃除や洗濯などとともに、生活援助の一つとして行われるものでございます。ヘルパーによるごみ出し支援サービスを利用している方の利用回数につきましては、利用する方の介護度によって異なりますけれども、週に1回あるいは週に3回から4回、隔週で1回などとまちまちでございます。利用につきましては、担当のケアマネジャーが利用者からの要望を聞きながら、適切にサービスが提供されるよう計画をしております。

1回当たりの利用者負担でございますけれども、こちらも本人の介護度、それからサービスの利用時間などで違いはございますけれども、本人負担が1割の方でありますと、1回の利用でおおむね200円から300円程度でございます。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。ヘルパーさんが対応しているということで、今ヘルパーさんの話出ましたけれども、ヘルパーさんの業界も非常に大変だという話を聞きます。成り手がなくて、慢性的な人手不足という話を聞きます。負担を減らすため、ヘルパーさん本来の生活支援の業務、掃除や洗濯などに特化して、誰でもできるごみ出しは違う方法でというふうな意見もあります。

昨日の花田議員の質問の中で、アクティブシニアポイントの事業ありましたけれども、内容は1時間の活動につき1ポイント、1日2ポイントを上限として、ポイントの交換は1ポイント100円、1年間で1万円を上限に商品券と交換と、これボランティアとしての性格が強いのか分かりませんが、1時間100円、1日200円まで、年間で1万円上限と。これは、なかなか手を挙げて積極的に協力している方、いるでしょうか。

提案ですけれども、市で行っている門口除雪あるかと思えます。1時間を上限に、高齢者宅の除雪の支援をしています。受託者は、シルバーやNPO法人の方だったり、経費は依頼者が600円負担し、市からはシルバーやNPO法人を通して1回当たり1,200円が支払われていると。本人は、1,200円のうち手数料引かれるのか分かりませんが、600円プラス1,200円弱ということで、1時間の除雪で合わせて1,800円弱の労賃が入るというふうに認識しています。私、この方法もありかなというふうに思います。同じ高齢者への支援として応用できるのではないのでしょうか。

今回高齢者のごみ出しの問題、提案させていただいたのは、健康な高齢者が冬期間のごみ出しは転倒など非常に危険を感じているということであります。ましてや、また集積小屋、そこそこの距離、斜面もある場合もあると。日常生活に問題のない我々でさえ、冬期間大変な思いをしているのを身にしみて感じております。要介護者のヘルパーさんの負担軽減のことも申しました。高齢者のごみ出し、戸別収集について、アクティブシ

ニアポイント事業もしくは門口除雪の例を参考にしながら、何らかの方法でごみ出しの問題にこれを応用できる施策を前向きに検討していただきたい、高齢者に優しい住みよいまちづくりに尽力していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、集積小屋の設置、改修に対する助成についてであります。答弁では、設置と維持管理は町内会が行うものとし、収集運搬については市の責務として対応、設置や改修に対する助成は考えていないという答弁でございました。かなり法律を踏まえての内容だというふうな回答だというふうにも認識しております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条においては、一般廃棄物の収集は市町村が行う旨、義務づけられています。しかしながら、住民は自ら処分しない廃棄物、要は市町村が行う収集運搬には、住民は分別や保管など、市町村に協力する旨記載されております。協力を集積所の設置、管理が含まれていれば、市町村の義務とは言い切れないかもしれませんが、どこまでは市町村、どこまでは住民の義務という、そういう全国的なルールはないようです。

先ほども申しました。昨年3月定例会一般質問で、ごみの集積所、集積小屋の設置または修繕に対して助成を検討していただけないかという質問に対して、そのときの答弁は、集積所の実態調査を行い、それを踏まえて検討したいというふうな答弁。実態調査の結果、集積所の老朽化に対する問題を抱えているという回答が2番目に多いのに、それについては助成は考えていない、対処しないというふうな内容でした。これ昨年的一般質問の内容と今回の実態調査の結果見れば、これは助成について前向きに善処する、もしくはこれから検討したいとか、そういう柔軟な姿勢あってもいいと思うんですけども、もう少し市民の声に耳を傾けてもいいような感じします。何のための実態調査というか、それが根本的に理解に苦しむところもあります。

他の自治体では、立派な金属製の集積小屋を設置しているところもあります。財政の事情はそれぞれ違います。私は、立派な集積小屋の設置をお願いしているわけではありません。設置、修繕に対する助成の検討をお願いしている、それが実態調査の結果、高い割合で市民の声として現実に上がってきている。市民の声に耳を傾け、ぜひ前向きな検討を何とか、これから検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、市における農業振興についてでございます。冒頭、管内の農業・農業者を取り巻く環境は非常に厳しい、抱える問題は多岐にわたっていると。後継者不足によって農業従事者の高齢化、労働力不足、国で支援している事業あるけれども、いずれもハードルが高くて採択されないと。先ほど部長から、市の単独事業について答弁ありました。答弁された単独事業の予算の増減、前年度と比較してお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市単独事業の予算の増減についてお答えします。

令和4年度当初予算と令和5年度当初予算との比較となります。計画転作促進事業は、令和4年度642万1,000円から令和5年度628万円で、14万1,000円の減額。果樹共済加入促進事業は、104万9,000円から45万円となり、59万9,000円の減額。複合経営等支援事業は、50万円で増減なし。五所川原市航空防除事業は、840万円から1,128万円となり、288万円の増額。稲わら活用Win-Winモデル事業は、375万4,000円から681万7,000円となり、306万3,000円の増額。スマート農業推進事業は、1,000万円から700万円となり、300万円の減額。施設園芸への参入応援事業は、1,000万円から100万円となり、900万円の減額。農業技術承継事業は、111万円から46万5,000円となり、64万5,000円の減額。農業経営収入保険加入推進事業は、令和5年度新規事業で1,699万7,000円となっております。

増額となった事業は、新規を含め3事業、減額となった事業は5事業となり、総額では令和4年度4,123万4,000円、令和5年度5,078万9,000円で、955万5,000円の増額となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。実に単独事業の9項目中5項目にわたって前年度比減でございます。非常に残念でございます。不用額であったから減にしたのか、わら焼き対策や収入保険に力を入れるためにそうしたのか。市では、スマート農業を推進しているのに、事業費1,000万円から700万円と、300万円の減でございます。これトラクターや田植機の直進キープ機能のついた機械の取得、たしか100万円上限の事業だというふうに認識しております。また、施設園芸への参入応援事業、これについては1,000万円から100万円と、実に900万円の減と。これは、ハウスの取得助成で、高収益作物の作付または面積拡大を条件に2分の1以内の助成、限度ありますけれども、非常に力強い事業であります。特に今のロシア情勢や円安で、ハウスもここ一、二年で約二、三割価格が上昇しています。100万円のものであれば百二、三十万円かかっています。

市長、市長は令和5年度の施政方針で、農業振興について何を示したか分かりますか。農業振興について、農業経営の安定、拡大に向けた経営基盤の強化や、新規就農者を含めた人材の育成が喫緊の課題となっていることから、施設園芸への参入や農業技術の継承を支援していくほか、厳しい規模拡大や農作業の効率化に資するスマート農業を積極的に推進していきますと言っています。これどうやって施設園芸への参入を促すのか、またスマート農業をどうやって積極的に推進するのか。スマート農業の推進事業費3割

減、施設園芸事業費9割減、これ言っていることとやっていること、私ちょっと違うというふうな気がします。これからの今年度、これらの事業、申込みの人が枠を超えて申込みされた場合どうなりますか、答弁願います。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 スマート農業推進事業と施設園芸への参入応援事業、この予算が減額となっておりますが、これらの事業の実施要望が当初の見込みより増える場合は、可能な範囲で補正予算により対応したいと考えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 今補正を組むということでありました。生産者の方は、このような事業を利用する場合、その都度単年度の判断で事業を利用するわけにいかないんです。リスクを背負うことになるし、中長期的な展望に立って検討を判断することになります。そのときに生産者は、市でこのような事業もあるし、やってみようかなという、生産者にそんな思いをさせるのが市の役割、私はそういうふうに思います。生産者がそんな思いになったとき、事業がなかったり枠がないというふうなことはないように、何とか農業支援をしていただきたいというふうに思います。

先ほど収入保険の件ありました。収入保険、これ令和4年度から始まって、今年予算ということで1,699万7,000円ですか、1,700万円近くの新規事業であります。これも施政方針の中でうたっていて、昨年8月の大雨被害の教訓を生かし、農業者自身の経営努力では避けられない自然災害、予期せぬ収入減少のリスクに対応できる収入保険の加入を加速度的に進めるなど、経営支援と災害支援のリスクマネジメントという両輪の推進により、持続発展的な生産活動の構築を軸とした農業振興を展開していくと、すばらしい文言であります。

これ部長から聞いたところによりますと、令和4年度の収入保険の加入者、継続が292件で新規が33件ということでありました、300件ちょっと。一概に言えないんですけども、これ米の生産者に見れば、リスクマネジメントという点から見ると、経営所得安定対策、あと水稻共済とあります。わざわざ収入保険に加入しなくても、経営所得安定対策で十分という、そういう生産者もいます。私は、この事業の予算自体、もっと効果的なものに使ったほうがいいんじゃないかというふうに考えています。およそ1,700万円の収入保険の事業費、これ継続も新規も合わせておよそ300名で割れば、1戸平均大体5万6,000円と。収入により増減しますけれども、一概には言えないんですけども、これまで加入している生産者は今まで自己責任でやってきている中において、あまりそう恩恵を感じないというふうに思います。今後ずっと助成していくのを継続的に

やっていくのであれば別ですけれども、本当に農業者のことを考えるのであれば、もっと踏み込んだ対策に回したほうが私は支援になると思います。

続いて、転作における加工米、輸出用米の数量算定根拠の説明ありましたがけれども、内容は国が策定、提供する需給見通し、県による面積換算値、五所川原市農業再生協議会が国と個別協議を経て設定していると。加工米等の非主食用米の生産目標を算出するため用いる合理的な反収というふうにありました。この加工米の基準反収、1反歩当たり11俵、正式には661キロ。ちょっと質問ですけれども、これ国や共済組合から出されている10アール当たりの基準反収は、どのようになっていますか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

国の統計資料によりますと、令和4年産の五所川原市の水稻収量は10アール当たり630キログラムとなっております。また、共済組合に関しましては、組合から提供を受けたデータを基に仮の反収を地区別に算出しますと、五所川原地区は10アール当たり614キログラムとなります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 630キロと614キロでしたか。これ地域の実情を見ても10俵前後、ましてや最近はつがるロマンや青天の霹靂という作付が増えてきている現状を踏まえると、平均反収もっと下がっているかと私は思います。この算定方法、部長からも私聞いたんですけれども、我々ではなかなか理解できません。言えるのは、この661キロ、約11俵ですけれども、この数字、生産者、数量目標から面積換算値を割り返して出てきた仮の数字、これで補正をかけて基準反収としていること。生産者、これに納得していないということであります。仮にこの基準反収が地域の実情に近づいて630キロ、もしくはもっと減った場合、転作率はもっと上がることになるかと思えます。55、60%にもなりかねません。本当は、そうなのかもしれない。1反歩、10アール当たり661キロの基準反収に埋もれてしまっている可能性もあります。五所川原市農業再生協議会の会長である一戸副市長、副市長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

○木村清一議長 副市長。

○一戸治孝副市長 私からお答えをさせていただきます。

基準反収の算出根拠については、先ほど部長のほうから御答弁させていただきました。国が算出する基準反収につきましては、実は数年前に、やはり県内各地域の現場からおかしいんじゃないかということで、県のほうが国に改善を要請した経緯がございます。ただ、国ではいまだにそれを見直すという機運はございません。当然国としては、長年

にわたって蓄積してきた、そういう生産量データをきちっと、それを根拠にして様々な施策を確立しているという観点から、なかなか国としても譲れない部分があるのかなという判断をしております。ただ、そうなのであれば、我々としてはこの基準反収をあくまでも事業運用のための一つの目安、国が定めた目安というふうに捉えて、むしろこの制度そのものをいかにうまく地域のために活用していくのかと、そういうことを現在では判断したほうがいいのではないかとというふうに考えておるところです。

ただ、議員おっしゃったように、現場のほうで様々、この基準反収であれば不利益を被ると、極めて不十分だという意見がまた多く出てきた際には、当然県に対しても打診をしますし、再生協議会の中でもしっかりと議論しながら国、県等に要請をしていくと、そういうことを考えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 非常にさっぱりしたような答弁で、現状維持なのか働きかけていくのか、ちょっと分からないですけれども、津軽の米どころとして近隣市町村の実情も探りながら、何ならタッグ組んででもいいので、しっかり正しい現状を見極めるために、生産者に対して理解の得られるよう精査、見直し、これをしっかり国、県に求めているのだきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、水田フル活用ビジョンの高収益作物に位置づけたタマネギについてであります。冒頭触れました4年前の2月議会の施政方針ということで、水田を活用した高収益作物としてタマネギを市の産地交付金の対象作物に新たに指定し、複合化へのチャレンジを促すと、幅広く農業に向けた支援に努めると。副市長もこれに対して答弁しておりました。これ当時市の補正予算も組んでいて、また経営等支援事業、国の中間管理事業も活用して、タマネギの普及拡大、産地づくりに取り組んでまいりたいとしておりました。

先ほどの答弁では、令和4年度674平米、1件ということで、674平米は6.7畝ですか。これ4年前に力を入れてやると言ったのに、今こういう現状。いいんですかこれで、副市長。私も農業に対する施策、ちょっと甘くてまねんでねかって、そういうふうに感じています。これまでの経緯は、これはこれとして、せばこれから今後農業の振興についてどう考えているか、これをお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今後の農業振興についてお答えします。

全国的に米の需要が減少していく状況にある中で、水田農業が中心の当市は、土地利用型で高収益の作物を組み入れた複合経営化に向かうことが農家の所得確保に有効とな

ります。そのため、今後の農業振興については、まず行政が地域に根差す可能性が高いと判断する高収益作物を生産者並びに農業協同組合等の集出荷業者に提示し、地域全体で将来的な生産活動の在り方を模索しながら発展していく関係を構築することが重要と考えます。今後、地域農業の状況や機運に応じた市独自の生産振興事業を創設するなど、高収益作物による産地づくりへの取組を推進してまいります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 やりましょう、しっかりやってください。

私、これまで五所川原市の基幹産業は農業だというふうに思っていました。思っています。これ、「思っていた」にさせることができました。その果たす役割は多岐にわたり、市の経済に大きく貢献する職種でございます。昨年までの4年間、施政方針の中で当市における基幹産業は農業であると、この地域における農業の果たす役割と重要性を説いていました。それが今年の施政方針から、農業は当市の基幹産業であるという文字がなくなっただけです。先ほどからの質問で取り上げているとおり、施設園芸やスマート農業の施政方針と事業予算に対する不整合、そして5項目における予算の減、さすがにこのような内容では基幹産業という位置づけできないと、私はそう解釈しました。当市が農業を基幹産業として位置づけるのであれば、市が中長期的な展望と、刻々と変わる国の施策に対応していくことが大事です。そして、真に農業者の目線に立って、何を必要としているのか見極めなければなりません。後継者対策であったり労働力不足であったり、また農家がもうかる農業であったり、対策を市が講じるべきでないでしょうか。

国の施策で水田の畑地化も進められます。大規模農家は耕地の集約で、面積拡大は今頭打ちの状態、当市に最も適した作物の選定、さらには産地形成を見越した包括的な農業施策を考えていくべきだというふうに私は思います。最も大事なものは、農業は市の基幹産業だということをしっかり市長に認識していただくというふうなことにあるかと私は思います。

最後に、市職員の副業農業についてであります。検討していただけるという答弁でありましたけれども、労働力不足もそうですが、職員が地域農業を知る機会を確保することや、農業に対する理解を深める人材育成の場としても、私は非常に有効な手段だというふうに思います。ぜひ前向きに検討していただき、基幹産業である市の農業発展に貢献していただきたいというふうに思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

次に、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。本年1月22日の市議会議員選挙におきましては、市民の皆様から御支持、御支援をいただき、市議会議員に当選することができました。与えられた任期4年間は、とにかく市民皆様方の声を聞き、精いっぱい汗を流し、働いてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

今日は、私にとっての初の一般質問です。何分不慣れではありますが、通告に従い一般質問をさせていただきます。まず初めに、上平井町駐車場について伺います。当市における市営の有料駐車場というのは、この上平井町駐車場しか思い当たらないのですが、駐車場設置条例には時間貸しの駐車料金や1か月の駐車定期券まで規定されております。しかしながら、1年ほど前からは利用できない状態となっております。いつでも使えるはずの市の施設が突然の休止、それも1年以上たっても解消されないというのが不可解でなりません。

そこで伺います。上平井町駐車場がどのような経緯で設置されたものなのか、また設置に係る事業費及びその財源について、さらにこれまでの利用状況並びに現在の管理状況についてお知らせ願います。

次に、通学路等における交通安全対策について伺います。通学路における交通安全の確保については、平成24年の登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故等を受けての緊急合同点検を行い、市町村における推進体制による継続的な取組が推進されてきたにもかかわらず、令和3年6月に見通しのよい直線道路で下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名が死傷するなど、痛ましい事故が後を絶ちません。国から県を経ての指導により、五所川原市においても平成27年2月に五所川原市通学路交通安全プログラムが策定され、さらに令和2年3月及び令和3年4月の改訂により、五所川原市通学路安全・防犯プログラムと名称は若干変わっていますが、このプログラムにのっとり、合同点検が実施されているものと認識しています。

そこで2点伺います。1点目は、当市における通学路での事故件数等をお知らせ願います。

2点目は、令和3年度に実施した合同点検において確認された危険箇所、約30件についての対応状況をお知らせください。

1回目の質問は以上であります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 上平井町駐車場の設置時の概要についてお答えします。

設置当時、当市の中心市街地は住宅店舗が密集し、特に中部26号線は道路幅も狭く危険な状態にあり、路上駐車改善を強く求められておりました。このことから、路上駐車解消を図り、当該路線及び中心市街地の円滑な交通確保を目的として、上平井町駐車場を整備し、平成19年4月1日に供用を開始したものであります。

次に、事業費及び財源についてお答えします。整備事業費として約2億6,000万円、うち地方道路整備臨時交付金を活用し、補助額約1億500万円と、臨時地方道整備事業債の約1億3,030万円を財源として整備いたしました。

次に、利用状況及び現在の管理状況についてお答えします。供用開始の平成19年から平成30年までは、年間の利用台数が約6,000台、年間の収入は約300万円ありました。施設管理業務委託料などの管理費として、年間100万円程度かかっておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から利用台数が減少し、年間約1,000台、収入も約45万円ほどとなったことから、駐車場管理システム等の故障を機に令和4年2月から休止状態となっております。

以上です。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 小中学校通学時における児童生徒の事故ケースについてお答えいたします。

令和2年度から令和4年度までの過去3年間の小学校通学時の児童の事故は、発生しておりません。中学校通学時の生徒の事故件数は、令和2年度に4件、令和3年度に1件、令和4年度に2件発生しております。いずれの事故も自転車通学に起因するものです。

続きまして、通学路点検で把握した危険箇所の対応状況についてお答えいたします。教育委員会では、議員御指摘のとおり五所川原市通学路安全・防犯プログラムを策定し、関係機関と連携の下、児童生徒の通学路の安全を図っております。学校のほか、道路管理者、警察等といった関係機関と合同で、4年に1回実施する通学路合同点検で把握した危険箇所については、市、青森県の所管部署がその場所に合った設備の設置を検討の上、順次設置するなどの対応を行っているほか、巡回が必要な箇所については、五所川原警察署へ巡回を要望しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問です。上平井町駐車場についての質問を続けさせていただきます。

ます。駐車場の事業費 2 億 6,000 万円のうち、1 億 3,030 万を臨時地方道整備事業債で賄ったと。これは起債なので、借金であります。借金は、必ず返済しなければなりません。この起債の償還は終わっていますか、お尋ねいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 償還については、償還期限が令和 8 年度まで残っている状況でございます。残額といたしましては、償還未済額が約 3,466 万円でございます。

○木村清一議長 2 番、和田祐治議員。

○2 番 和田祐治議員 まだ起債が残っていると。公共事業で整備されたものを、起債の償還が完了していない段階で休止させても構わないものでしょうか。五所川原市駐車場設置条例の第 10 条には、「駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる」とされていますが、修繕でもなく、管理システムが故障したから休んでいますというのは、あまりにも安易ではないでしょうか。この駐車場は、税金を使って整備したものなんです。有効に使う手だてはないか。例えば管理人を置くとか、知恵を絞るとか、なかったのでしょうか。このままさらさらと休止を続けるのではなく、これからの活用方法を考えているのか伺います。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 上平井町駐車場の今後の活用方法についての御質問だと思います。現在、管理システム等の故障により休止状態となっております。今後の活用方法は、未定となっております。

また、近年中心市街地の路上駐車も減少しており、利用者からの改修要望、苦情等もございません。平成 19 年度に供用開始し、中心市街地の路上駐車を改善する目的として整備された駐車場ではありますが、利用者減少に伴いその役割を果たし、路上駐車等の改善がなされたものと認識しております。今後はどのように活用できるのか、県とも協議しながら検討してまいります。

以上です。

○木村清一議長 2 番、和田祐治議員。

○2 番 和田祐治議員 起債の償還が終了していないという実情を踏まえれば、これはなかなか難しい点もあることは、私も理解をしております。

ただ、私、立佞武多にも関わっている関係で、立佞武多の館にも頻繁に顔を出しております。ゴールデンウィークの来場者はすごくて、近隣の民間駐車場を利用しても駐車場が足りなくて大変でした。JR の大人の休日倶楽部に組み込まれていることなどから、大型バスも次々と入ってきております。立佞武多の館は、指定管理ではありますが、市

の観光施設です。藤森議員も昨日の一般質問でおっしゃっておられましたが、五所川原市の観光のシンボルだと。市の観光施設にもかかわらず、駐車場が足りなさ過ぎると来場者からの苦情で大変な折、隣の市営駐車場は休止中というのは、関係部署は違えども、説明が付きません。上平井町駐車場の管理を立佞武多の館に委託するなりして、有効活用されることを提案したいと思いますが、ここはぜひ佐々木市長さんに意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 いろいろ今の提案ありがとうございます。

まず、上平井の駐車場ですけれども、整備当時の環境と今の環境が変わっているってことが1つ。路上駐車をなくすという意味合いで建てたものですが、現在令和元年から年間当たり1,000台ということは、あそこの駐車場に1日3台の利用しかないということです。今和田議員が言ったように、これから観光客が来て立佞武多の館に来ると。あそこは乗用車の駐車場の形式ですので、大型バスが入れないということも考慮すれば、今後バス等が利用できるような駐車場の形態を取れるものかどうかも含めて、やはり検討していかなきゃいけないと。

ただ、今の現状で乗用車を対象とした駐車場の役割は終わったということで、今後観光客等も含めながら、利用方法をどういう具合にするかということも含め、あるいは令和8年に償還が終わることを前提とすれば、もっと土地の活用が民間でできないものかどうかも含めて、いろんな角度から検討してみたいと思います。

ありがとうございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市として整備した施設であり、年月を経てその役割は変わっていますが、必要とされる形での有効活用を図ることを要望して、上平井町駐車場についての質問を終わります。

次に、通学路における安全対策について質問いたします。本年4月5日の第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議の場において岸田首相から、令和4年12月末には通学路合同点検における対策必要箇所約8割、約6万か所が対策が完了し、令和5年度末までにおおむね完了するという当初の目標がおおむね達成されつつあるという報告があり、残された箇所については用地買収等に時間がかかるとの報告があります。このような箇所についても、こどもまんなか社会を実現する上で、全ての子供たちの通学路の安全を確保することが重要だと述べられておられました。

当市の合同点検の一覧を見ると、今後の対応等の欄は、検討する、要望するとの記載

が随分並んでいます。検討してどうなったのか、要望してかなったのかなど、結果が明確にされておられません。この点について説明願います。また、今年度中に対応不可能な箇所についての見直しも含めてお願いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 危険箇所対応の進捗状況についてお答えいたします。

現在、危険箇所数として令和3年度で実施した合同点検の箇所数ですけれども、31か所確認されております。そのうち対処済みとなっているものが29か所、残りの2か所ですけれども、横断歩道の設置、これが警察対応となっております。あと、県道の道路拡幅、これは用地買収が絡みますので、これについては担当部署より、いずれも対応困難という回答があり、どのように今対応していくか検討中でございます。

松島小学校に関しまして1か所ございまして、コメリ裏の住宅地から県道へ抜けるまでの道路、これに関しましても道路拡幅等が絡みますので、今後の対応とさせていただきます。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 点検をして危険な箇所を確認した後で、どのような対応がされたのかは公表するべきだと思います。対応が完了した日時などの記載も必要であります。学校から保護者への文書でのお知らせやホームページで確認できるように、早急に進めていただきたいと思います。

今回通学路安全・防犯プログラムを確認して気がついたのですが、当初、平成27年のプログラムでは、2年に1度合同調査を行うとしていたものが、いつの間にか4年に1度に変更されていきました。ブロック塀が壊れたり、側溝の蓋がなくなったりと、用水路の柵が腐食したり、通学路の状態は昨年と同じとは考えられないと思います。

そこで、合同点検を2年に1度から4年に1度と改正した理由をお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

通学路合同点検の実施については、五所川原市通学路安全・防犯プログラムを令和3年4月に改訂した際、それまでの2年に1回から4年に1回へと変更しております。この変更につきましては、県内他市町村の例も鑑み、見直したものでございますが、これを補完する意味合いで教育委員会としては、毎年度各小中学校から通学路上の危険箇所について報告を求める取組を実施しており、報告を受けた危険箇所については関係機関と情報共有するとともに、対応状況等について市ホームページ上に公開しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 近隣自治体のほうでも4年に1度と、そういうふうになっているのですが、これは毎年合同点検をやっていれば確かに負担もかかります。その辺は理解はできるんですけども、このプログラムにも、私プログラム見させてもらったんですけども、何かあってから緊急点検するのでは、私、遅いと思います。ぜひ通学する児童全ての安全を考えていただきたいと思います。特にエルム周辺など、開発が進んでいる場所は気を配っての点検が必要かと思います。

先ほど部長話されましたとおり、コメリ裏の住宅地は民間による開発です。合同点検の一覧にも歩道がなく、その対応については学区の見直しを検討するように担当部署へ要望するとの記載がなされています。学区に関しては、少子化によって学校の統合が進められてきました。例えば長橋小学校、羽野木沢小学校、東小学校が統合して、東峰小学校という形になっています。戸沢地区では、学区は東峰小学校ですが、松島小学校のほうが近いということで、松島小学校に通っている児童もいます。統合前の学校単位での学区の線引きがそのまま続いてきているわけですが、そろそろ学校からの距離や道路状況などに着目して、学区の見直しを図るべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今議員おっしゃった戸沢の松島小学校への距離が近いからという理由で学区外の変更というのは、大変申し訳ないですけども、戸沢地区の子供が松島小学校に行きたいという理由で、本来であれば東峰小の学区なんですけれども、松島小学校に通っているということで訂正させていただきたいと思います。

それでは、通学路点検において危険箇所を考慮した学区の見直しについてお答えいたします。通学路点検後の危険箇所を考慮した学区の見直しは、現在行っておりませんが、指定校以外の学校への通学を希望する児童生徒につきましては、通学距離や放課後の預け先等を理由とした指定校変更により、柔軟に対応しているところであります。今後は、現在策定中の五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、学校再編に伴う学区の見直しを行うこととしておりますが、通学路の危険箇所や通学距離等による学区の見直しについても随時検討してまいります。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほど言いましたとおり、令和3年の点検時に学区の見直しを検

討するよう担当部署へ要望すると書いてあります。平成17年から五所川原市通学区域審議会という組織もあります。私もその委員の一人ですが、令和3年から昨年、令和4年と委員になっておりますが、その時点で、こういう問題があるんですけども、全然開催がされませんでした。

確かに保護者の職場の関係や子供の帰宅時の事情により、どの学区にも通えるとなっております。しかし、このように学区外からの入学となった場合、スクールバスの利用の対象外となりますよね。そうなれば、保護者が毎日学校まで送迎することにより、保護者の負担も多くなると思います。佐々木市長さんも五所川原市のホームページである市長の部屋で、子育てするなら五所川原市でと書かれております。私も子を持つ保護者として、子供は地域の宝、子育てしやすく安心安全に通学できる環境を整えていただくことを願うばかりであります。誰一人こぼさない、全ての子供の安全のために細やかな心配りをお願いして、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時23分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、物価高騰への追加支援策についてであります。その第1点は、低所得の子育て世帯に対する給付支援と低所得の独り親世帯への給付についてであります。物価高騰への追加対策として国は、3月22日、予備費から低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給することが織り込まれました。これを受け県では、これとは別に県独自の支援策として、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金として児童1人当たり一律5万円の給付を行うといたしました。

そこで、まずお尋ねですが、国、県の給付対象者は、市では一体誰が対象になっていて、その手続はどうなっているかお尋ねいたします。

次に、第2点、LPガス料金負担軽減についてお伺いいたします。当市や本県家庭で

は、LPガスの利用世帯が全国平均の2倍の72.1%に上っております。また、LPガスの小売価格は、北海道に次ぐ全国2番目の高さと言われております。さらに、LPガスの小売価格が上昇傾向にあり、生活者家計の負担抑制に向けた当面の対策が必要です。県は国と連動して、間接補助として1世帯当たり最大3,000円の定額支援をすることを決めました。

そこでお尋ねですが、市の支援の対象者はどうなっているか、また支援方法はどうなっているかお伺いいたします。さらに県は、電気料金の値上げ予定などを踏まえ、費用負担軽減を図る必要があり、温室効果ガス削減目標達成に向け、家庭のエネルギー消費の低減を図るため、省エネ家電買い換え促進事業のキャンペーンを実施することを決めました。この点、市ではどのように考えているかお尋ねいたします。

また、市は国の地方創生臨時交付金の一部を活用し、エネルギー高騰対策として限られた業種に10万円を給付すると発表いたしました。市としては、物価高騰、エネルギー高騰対策として市独自の追加策はないのでしょうか、この点お尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、若者の県外流出についてお伺いいたします。その第1点は、当市の若者、特に18歳から22歳までの県外流出の状況についてお尋ねいたします。五所川原市の急速な人口減少の背景には、少子高齢化による自然減に加え、現役世代が大都市へ出ていく社会減の多さが見られます。国勢調査に比べると、県内の転出超過数は3万696人で、全国最多であります。市も同様でございましょう。県は、社会減解消のため、高校生向けに県内企業の説明会を開くなど、若者の引きとどめに躍起となっております。青森県の発表によりますと、2月1日時点の県内推計人口は119万8,490人となり、前の月に比べて1,974人減り、120万人を割り込んだと報道され、大変大きなショッキングな報道となりました。県が県内外の大学生などを対象に行った調査では、6割近くが県外の企業に就職する予定で、若者の県外流出に歯止めがかからない状況が浮き彫りになりました。

昨年11月の青森県公明党青年委員会でアンケートに、若者が帰ってきたくするために必要なこととして、十分な収入が得られること、仕事の選択肢が多いことなどの意見が最も多く寄せられております。またその中に、奨学金の返済が大変で、県内、市内の企業では卒業後に返済が重くのしかかるため、帰るのが無理だとの声が多く寄せられました。日本学生支援機構の貸与型奨学金は、学生の約4割に当たる127万人に利用されております。大学生の1人当たりの平均貸与額は、無利子で245万円、有利子では344万円に上り、卒業後に返済する社会人は453万人を超えています。しかし、失業や収入減による経済的な事情から返済に苦労したり、延滞する若者が少なくないと言われております。

そこで、当市の若者の県外流出状況についてどのようになっているか、お尋ねいたします。また、その対策としてはどのようなことをお考えか、お尋ねいたします。

第2点、若者の雇用促進と市内定着促進を目指した若者奨学金返済支援制度についてお尋ねいたします。公明党青森県本部は青森大学の学長を表敬訪問し、若者の声を政治に反映させる必要について意見交換をなされ、学長からは、やはり18歳から22歳の県外流出が著しい、青森に戻ることができる環境づくりが必要であるという御指摘をいただきました。地方自治体と県内の大学・短期大学など、企業の3者が若者の雇用促進、定住などをテーマに定例会議を開き、政策を協議してはと提案がありました。例えば学生の模擬議会の開催、大学などを卒業し、県内・市内の企業に就職した若者の奨学金返還を支援するあおもり若者定着奨学金返還支援制度を、当市は若者と市内企業にもっと積極的に推進する必要があるのではないかと考えます。この制度は、既に全国32府県において奨学金返還を支援する仕組みが設けられ、市町村においても当初から300以上の団体において実施されております。若者の夢の実現と市内定着を支援するため、若者の声を政治に反映させる仕組みを進めていくことが重要と考えます。この点どのように考えているか、お尋ねいたします。

次に、通告の第3点目は、高齢者対策についてお尋ねいたします。その第1点は、带状疱疹、つづらごです、の市内の状況についてお尋ねいたします。带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスで起こる皮膚の病気です。水ぼうそうにかかったことがある方なら、誰でもかかる可能性があるわけです。水ぼうそうが治った後も、体の神経節に潜んでいたウイルスが過労、疲労、ストレスなどで免疫力が低下した状態のときに再び活動を始め、带状疱疹として発症いたします。50歳以上から発症率が高くなり、80歳までには3人に1人がかかると推定されております。症状は、初めは胸部、腹部、背中、顔、首などのぴりぴり、ちくちくした痛みから始まり、その部分の皮膚が赤く腫れ、水ぼうそうが出現し、その後かさぶたになり、乾燥してきます。皮膚症状が治った後も長期間にわたって痛みが残る、带状疱疹後の神経痛を発症する場合があります。

資料としては、近年带状疱疹は80歳までに3人に1人が疾患するとされていますが、予防効果の高い不活化ワクチンの接種には、必要とされる2回分で計4万円以上かかると言われております。そこで我が党では、現在全国各地で接種費用の助成を推進しております。例えば東京都では、公明党の提案で50歳以上を対象に、接種助成を行う市区町村に費用の半分を補助する制度が今年度からスタートいたしました。その他の自治体でも、接種費用の助成を随所で訴えられております。

そこで、当市でも県と連携して、带状疱疹の費用の半分以上を助成することについてお考

えがないか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、理事者側の誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、低所得の子育て世帯に対する給付支援と、低所得の独り親世帯への給付についてお答えをいたします。

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、18歳までの児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものでございます。支給の対象となる世帯ごとに御説明いたしますと、独り親世帯につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方及び食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となった方等が対象となります。

また、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯につきましては、令和4年度、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方及び令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方等が対象となります。

支給方法につきましては、申請を不要として、対象者の口座へ直接振り込む積極支給を行い、順次6月末からの支給を予定しておりますけれども、支給対象者のうち高校生のみを養育している世帯等につきましては、口座情報等の確認のため申請が必要であることから、事業の周知に努めてまいります。

次に、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金について御説明いたします。本事業の内容及び支給対象者につきましては、国の給付金と同様でありまして、積極支給の対象の方々には国の給付金と同日の支給を予定し、準備を進めておるところです。ただ、県のスケジュールに左右されますので、同日給付となるかはまだ未定の状態でございます。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 青森県が実施する中小企業者等に対するLPガス価格高騰対策支援事業についてお答えいたします。

当該事業は、県内で事業を営んでおり、本制度による支援金を受給した後も県内で事業を継続していく意思があるLPガスを事業活動に使用する県内中小企業者等を支援するもので、1月から8月までの期間分として1立方メートル当たり62円、9月分については31円の支援金を支給するもので、10月から受付を開始する予定となっております。

また、L P ガス料金に関する負担軽減のための市の取組についてですが、現在L P ガスに特化したものではありませんが、エネルギー物価高騰対策として事業者の負担軽減のための支援策を予定しております。

五所川原市物価高騰対策事業継続支援金の支給に向けて、本定例会に補正予算案を提出しておりますが、本支援金は7月1日時点で五所川原市内の店舗等で営業している事業者で、事業継続の意思のある事業者、ただし県内に本店を有する事業者に限ります。その事業者に対し、10万円を支給するものですが、これまでのコロナ関連の支援のような減収要件は設けずに、支給要件を満たせば事業規模にかかわらず支援します。支援対象とする業種ですが、今回の臨時交付金で国が推奨している事業メニューの一つである地域公共交通や飲食店を含む地域観光業等に対する支援、これを基本としまして、運輸業、飲食業、観光業、ほかに市民生活に身近で価格転嫁が難しいと思われる各種小売業、生活関連サービス業のうち洗濯、理美容、公衆浴場を支援の対象といたします。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 それでは、省エネ家電等買い換え促進事業の概要についてお尋ねがありました。

この事業は、青森県による事業でございます。エネルギー価格等の高騰により影響を受けている県民生活を支援するため、消費電力が大きい家電について、省エネルギー性能の高い製品への買換えを促進することにより、家庭におけるエネルギー消費量の低減と費用負担低減を図るものとされております。事業の詳細は、今後青森県により明らかになると思われませんが、省エネ性能が一定水準以上のエアコン、冷蔵庫、LED照明器具、テレビに買い換えた県民の方を対象に、バーコード決済等で使用できるキャッシュレスポイントや商品券等を付与するもので、8月下旬に事業開始予定と伺っております。市といたしましては、事業の詳細が示されましたら市広報、ホームページ、ごしょLINE等により広く周知を図ってまいります。

それから、市の独自支援の関係でございます。今定例会におきまして、国、県の交付金を活用をしながら物価高騰対策支援給付金事業、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、物価高騰対策事業継続支援金支給事業、それからまた就学児童・生徒入学費用支援金支給事業など、物価高騰対策として総額6億2,000万円の補正予算を提案しているところでございます。

御質問の趣旨の市独自の支援ということでまいりますと、国が行います住民税の非課税世帯に対する1世帯当たり3万円というものに対して、市ではその支援の枠をさらに横出しといいますか、拡充いたしまして、均等割の税金が課税されている世帯まで広げ

ていった部分に関しては、もちろん交付金を活用しておりますけれども、市独自の事業ということになります。また、御指摘のありました市内700事業者を対象にした物価高騰対策事業継続支援金支給事業も行っておりますし、また特に小学校や中学校に入学する物入りの際の、そういうお子さんを家庭にお持ちの世帯に、小学校の入学時には3万円、中学校入学時に5万円という事業も行っておりますけれども、こちらも市の独自事業となっております。

それからもう一問、若者の県外流出についてのお尋ねでございました。18歳から25歳までの若者の県外流出の状況についてということでありましたけれども、18歳から25歳までの若い方で本市から県外に転出した人数は、令和元年度が352人、令和2年度が366人、令和3年度が317人、令和4年度が329人となっております。4年合算いたしますと、1,364人の方が県外へ転出されたということになります。一方で、この間県外から本市へ転入してきた若者の人数は539人となりまして、直近の4年間で差引き825人の県外流出となっているところでございます。

この県外流出につきましては、要因が県外への進学、就職の節目で、学業の専門分野や職業の多様性を求めて流出していると認識をしているところです。市に寄せられる移住希望者からの相談内容が、子育てや就業に関することが多数を占めていることなどから、若者の人口増加に向けた施策としては、子育て環境を充実させるなど、本市に定住することの魅力向上を方向で、これまでも取り組んでまいりました。

今後の人口減少対策としては、引き続き関係機関と連携した効果的な情報発信や、移住希望者への周知、相談対応を行うとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減や魅力ある子育て環境の整備について、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 あおもり若者定着奨学金返還支援制度に関してお答えいたします。

当該事業は、企業の人材確保を支援することを目的として、要件を満たした場合に、企業へ就職した方が利用した奨学金の返還を県と企業が負担する制度であります。

本制度の市内企業へのPR方法ですが、制度を利用する企業の事前登録が必要となるため、令和4年8月号の市広報へ掲載したほか、製造業の企業が会員となっている五所川原地区ものづくり連絡会や誘致企業訪問の際に、積極的に事業の周知を行っているところであり、今後も幅広い業種、企業への周知に努め、市内の登録企業増を図ってまいります。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 帯状疱疹罹患者の把握状況についてお答えいたします。

帯状疱疹の罹患者については、感染症発症動向調査の対象ではないことから、国及び県において帯状疱疹の診療に係る罹患者数の把握、集計はされていない状況です。市内の帯状疱疹罹患者の状況についても、国及び県と同様に把握されておりません。

続きまして、帯状疱疹予防ワクチン接種の費用助成についてお答えいたします。現在帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の接種を希望する方へ任意のワクチンとして、接種費用は各自の負担で行われています。帯状疱疹ワクチンは、帯状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防することを目的としており、現在国で定期接種化について審議中となっており、期待される効果や導入年齢に関して検討を要するものとしています。県内全市及び近隣市町において、接種費用の助成は実施しておりませんが、引き続き国の定期接種化に向けた審議及び他市町の動向を注視してまいります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に一問一答で質問させていただきます。

まず、物価高騰への追加支援策についてでございますけれども、低所得の子育て世帯に対する給付支援とか低所得の独り親世帯への給付、今答弁聞くと、なかなかこの対象者というのが多岐にわたっているのか、かえって対象でない人聞いたほうが早いのかなというふうに思うぐらい対象がちょっと複雑なんですけれども、いずれにしてもトータルの市内の給付対象人数、これは恐らく事実申告制でないという手続なので、もう市のほうで把握されているんじゃないかなと思いますけれども、市の給付対象人数はどうなっているのか。それと、低所得という低所得の所得基準、非課税世帯とかってありますけれども、低所得というのはまた非課税世帯とちょっと違うんじゃないかなと思いますので、この点の低所得というのはどういう基準なのかお尋ねします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

まず、独り親世帯分につきましてはですけれども、対象児童数、これは915人でございます。世帯ですと583世帯を見込んでおります。それから、その他の低所得世帯分につきましては、対象児童数609人、世帯数ですと500世帯となっております。

お尋ねのあった低所得者というのはどういう基準なのかということですが、世帯で子供3人いた場合ですと、年収205万円以下となっております。すみません、子供2人世帯です。子供2人いる場合ですと、おおむね205万円以下の収入ということでございます。

以上です。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ちょっと私の確認とは違っていましたんで、低所得の数字というのが205万円ですか。調べると、低所得というのは300万円以下でないのかなというふうにして思っていましたけれども、それとはまた違うんですね。いずれにしても、市内の給付対象者、かなりの人たち、子育て世帯が対象になっているということで、今回の物価高騰というのは外部的な要因が非常に強いものですから、それによって家計が厳しくなっている子育て世帯に対しての支援だということで、ぜひとも有効に活用していただければなというふうにして思います。

では、次の質問ですけれども、先ほど中小企業に対する……ごめんなさい、その前にLPガスは10月から実施されるとか、省エネ家電の買換えの実施を今後8月下旬からということになりますけれども、これは五所川原市としては各自それぞれ市の関わり合いというのは何かあるんでしょうか、この点お尋ねします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 県の先ほどのLPガスの事業等に関しましては、県が市を経由するとか、そういったことはございませんので、県のほうへの直接申請という形になります。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 先ほど答弁でも申し上げましたとおり、県の省エネ家電の関係の事業に関しては、どういった立てつけになっているかということがまだはっきりとしてございませんので、分かり次第お知らせしたいと思います。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。LPガス、それぞれまた省エネ家電の買換えも市のほうとしてはできるだけ市の支援としてPR、よりPRしていただきたいなと思います。市民の方は、ちょっと分かり得ない部分があったり、LPガス、何かガス代上がる、上がらないとかというふうには心配もありますし、そういう御心配がありますので、できるだけこうやって支援されているのでということをして市のほうとしても、県のそういう政策というののPR、これをぜひともしっかりとやっていただきたいなと思います。

次に、中小企業に対する追加支援としての10万円、これについてお尋ねいたしますけれども、対象業種、非常に今回の中小企業に対する支援は業種が限定された形と聞いております。ですから、この業種、きちっとどの業種というふうにして言っていたかないと、あれ、どんな中小企業でも対象なのかなというふうにして錯覚を起こすといけな

いので、今回の業種というのは非常に限定されたものになっているんだということ。それから、この財源はどうなっているのか、この点きちんとお尋ねします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、業種についてであります。先ほど7つの業種を申し上げましたが、もう少し詳しく申し上げますと、運輸業は鉄道、道路旅客運送、道路貨物運送、飲食業につきましては飲食店営業許可を有する店舗、観光業は旅行業と観光客を対象に入場料を徴収する施設、各種小売業は衣類や身の回り品、飲食料品、器具等の各種商品を消費者に直接販売するもの、そして生活関連サービス業のうち、市民の衛生に関わる業種として洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場、これらを対象といたします。これらの周知の際には、市民、事業者に対して分かりやすくなるような形で周知を図りたいと思います。

この財源につきましては、国の臨時交付金を活用いたします。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ありがとうございます。答弁要らないですけれども、これは売上げの減少とか、そういうのは関係ないよということ、さっき言った答弁、たしかそのように答弁されていますけれども、それでよろしいんですね。ありがとうございます。

次に、通告の第2点目、若者の県外流出について、当市でも先ほど県外流出、数字的なものでお話がございました。それで、確かにいろんな形で当市は子育て世代に対するいろんな手だてを市長、一生懸命やってきたわけですが、やはり県外流出して行って、五所川原に帰ってきたくなくなるようなという部分の制限になっている部分が、先ほど一部こういう奨学金の返済が大変厳しくて、県内、市内に就職してでも、奨学金払っていくまでにはとても給料が低くて厳しいというような考えがあって、五所川原、県内に帰ってくるというようになかなか踏み切れない学生が多数いるんだということをしつかりと踏まえて、取組していただかなきゃいけないなと思います。

その中で、今青森県でやっているあおもり若者定着奨学金返還支援制度、これは結局五所川原市でも、県でやっているこの事業を五所川原市で、自治体と、それから企業とでタイアップしながら、どんだけそういう企業を増やして行って、五所川原市で若者を受け入れるにいいのかということにかかっていると思うんです。今現在、奨学金の返還制度に五所川原市で関わっている企業というのは何社ありますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 この奨学金支援制度を活用している五所川原市内の企業であります

が、2023年度の採用者に対しての支援の枠を設けている企業が1社、30万円の枠を1名設けております。2024年度採用に対しましては、こちらの1社ですが、150万円の枠を7名分、75万円の枠を2名分設けております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これが五所川原市の現実です。ですから、せっかくこの制度があるので、帰ってきたくなくなるような、それがあがるがゆえに、最後には奨学金返さなくてもよくなるんだというような思いで決断していただけるように、五所川原市としても、もっともっとそういう企業を増やしていただきたいと思いますなど。もっと強力に増やしていただきたいと思いますと思いますし、市内だけでなく市外のところからも、そういうふうな企業が積極的にあるようにしていただきたいと思いますので、この点、奨学金の返済の制度に対して、企業に対して、何か今後もっと積極的に、こういうことに取り組んでいくとかというお考えがあればお尋ねします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、大学、短大等の卒業生を採用する企業等の情報収集に努めまして、支援制度の周知を図り、御協力をお願いしていきたいと考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今現在子育てをしている世代に対する様々な手だてというのは、もういろいろとあります。でも、これから若い人たちが夢を描いて仕事をし、結婚し、子供を産み育てていくというような部分に関しては、やはり若者の独身世帯に対する受入れの政策というのを充実させなきゃいけないんじゃないのかなというふうにして思っているのですが、この奨学金の返済、減免制度というのを取り上げさせていただきました。せっかくある制度ですので。五所川原市も今までの、現在いる子育ての世代に対する支援だけではなくて、これからの五所川原の若い世代に対して、五所川原の将来を担っていく世代に対して、受け入れて、腹を決めて五所川原さ帰ってこれるというような制度ですので、ぜひともこれをもっともっと積極的に推進していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、高齢者対策についてで、带状疱疹です。これは、恐らくここにいらっしゃる人たちも50歳過ぎの人たちばかりなので、大なり小なり带状疱疹の経験がある方が多いんじゃないですか、私も含めて。私は、50過ぎからなったことあるんです。初めはつらくて、なので特にこの議会で一般質問やる直前さなつて、何か带状疱疹になりそうだというので、慌ててそういう神経質にならないようにしたものですけれども、最近はそのようななくなったのかな。いずれにしても、この带状疱疹、つづらごですね、大なり

小なり経験がある方が多いんじゃないかなと思います。なので、これぜひとも、これからのことですけれども、ワクチンの接種の助成について五所川原市としても検討していただきたいなと思いますけれども、今青森県内においては六ヶ所村だけだということを知っていました。しかし、さっきも言いましたように、東京都とか各区では、もう始めている、助成しているということですので、ワクチン接種の公費助成について、一言今後の取り組む姿勢をお尋ねいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 助成につきましては、先ほども申しましたとおり、市としては国、他市町村の動向を注視してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。ぜひともこれは前向きに。そのうちかかりますよ、含めてワクチン接種、高いですね、4万円なので。4万円だという。ぜひともこのワクチン接種の公費助成、半分ぐらいでもなるようお願いを要望して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱いでも構いません。

次に、11番、松本和春議員の質問を許可いたします。11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それでは、改めまして、指名を受けましたので、御質問させていただきます。

1月の選挙で市民の皆さんの付託を受け、再びこの議場に登壇することができました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。私に課せられた使命を果たさなければならぬと、改めて誓っております。

さて、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスは大きな爪跡を残し、大きな課題も浮き彫りにしておりました。この間に勃発したロシアによるウクライナ侵攻により、我が国の経済の脆弱性が露呈されたものではないかと感じております。特に人が生きるために必要な食料に関して、自給率の低さは有事の際に大きな影響を与えると感じました。

当市は、農業を基幹産業とする地域であります。数字だけで見ると、生産額または就農者も低下し、サービス業などの3次産業を大きく下回っていますが、3次産業を下支えしているのは1次産業である農業と、これに関連した産業であると、明確であります。実際に、農繁期の市内の状況を見ると、スーパーでは農作業に集まる人のために振る舞

う食材であふれ、飲食店は閑散とし、川端町は人も歩いていません。ちなみに、パチンコ店の駐車場もがら空きです。これらのことから、農業がいかに地域にとって重要な産業なのか分かります。私も農業経営者の一人として、国に翻弄され続ける農業がありますが、自立した健全な経営をすることが地域の、さらに国の健全な発展に寄与するのだと考えております。自らを守るための努力は当然続けていますが、ここに大きく産業の転換を図るためには、自らの力だけでは達成することが困難であり、大きな支援が必要であります。以上の観点から通告に従い、一般質問をさせていただきます。すみません、忘れたじゃ、三和会の松本です。遅くなりました。緊張してまって、すみません。

まずは、質問の第1点として、農業委員会の活動について。

収入保険の状況はどうなっているのか。

農業者年金の加入状況についてはどうなっているのか。

今後の遊休農地の活用について。

大きい第2番として、今後の五所川原市の農業についてを質問したいと思います。規模拡大と集積事業の状況について。

高収益作物の状況について。

圃場整備について。

最後に、今後の五所川原市の農業の在り方についてを総まとめで答弁をお願いしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 収入保険の加入状況、加入率についてお答えいたします。

昨今頻発している自然災害や、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償対象とした収入保険であります。令和5年5月末で加入対象となる青色申告を行っている633の農業者の51%に当たる325の農業者が加入しており、そのうちの33件が新規加入となっております。市では、加入促進を図ることを目的に、今年度から令和7年度までの間、保険料の2分の1以内の助成を行うこととしております。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 市内農家の農業者年金への加入状況等についてお答えいたします。

農業者年金は、国民年金に上乘せされる任意加入の公的年金制度であります。加入要

件としましては、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方となっております。

制度の仕組みは積立て方式で、月々の保険料は2万円から6万7,000円まで、1,000円単位で設定でき、併せて国民年金付加年金に加入する必要があります。また、20歳から39歳の若手農業者には、基本となる保険料2万円のうち一定割合の国庫補助が行われる政策支援制度があり、要件としまして60歳までの保険料納付期間等が20年以上と見込まれ、農業所得が年間900万円以下の認定農業者で、青色申告者であることなど、一定の要件を満たす方が支援の対象となっております。

加入状況につきましては、全国農業者年金基金から示されている当市の令和4年度の加入目標人数10人に対し、4人の農業者が加入されております。

次に、耕作放棄地の解消に向けた取組についてお答えいたします。当市の令和4年度末現在の耕作放棄地の面積は、約22ヘクタールで、最も多い平成28年度の35ヘクタールから減少傾向にあります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する職務を行うため、日々の活動の中で現地確認を行っております。また、日々の現地確認に加え、重点的に耕作放棄地の利用状況を確認する農地パトロールを毎年8月から9月にかけて、地区の農業委員、推進委員、事務局職員及び農林政策課職員合同で各地区ごとに実施し、耕作放棄地の判定を行っております。農地の復元が極めて困難な土地については、非農地として除外されるものもありますが、その他の耕作放棄地については所有者に対し、貸付けの意向や所有者自身で耕作する意向があるかなどの利用意向調査を行い、貸付け希望があった農地については、農地中間管理事業の活用を促しております。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 規模拡大・集積事業の状況についてお答えします。

市では、農地中間管理事業を活用し、規模縮小または離農意向のある経営体から規模拡大意欲のある経営体に転貸することにより、農地の集積、集約を進めております。令和4年度の実績は、約91.6ヘクタールとなっております。今後、令和6年度末までに策定する地域計画の目標地図において、地域の座談会等で1筆ごとの耕作者を定めることにより、担い手への一層の農地集積、集約が図られるように取り組んでまいります。

高収益作物の状況についてであります。当市における高収益作物の作付上位3品目は、トマト、リンゴ、菊をはじめとした花卉となっております。高収益作物は、水稲と比較すると単位面積当たりの所得率が高いことから、収益性は確保できると考えられますが、高品質生産の技術習得や労働力の確保が課題であり、それらをクリアすることで

経営が成り立つものと認識しております。

そして、圃場整備についてであります。長富地区の基盤整備事業の進行状況についてお答えいたします。長富地区の基盤整備事業は、経営の土地改良事業として事前に県、市及び土地改良区で打合せを行い実施しております。事業の進行状況につきましては、令和3年度から調査計画等に着手しており、数回の地元説明会を経て、地権者全員から事業に対する同意を得ております。また、今月以降、換地計画などについて地元説明会を開催し、来年1月にかけて換地計画案を作成する予定となっております。

また、工事に関しても、近々測量、設計に取りかかり、今年12月から来年3月にかけてこめ米ロード西側に用水を供給するための水路をこめ米ロード東側に整備する予定となっております。また、区画整理工事は3つの工区に分け、令和6年度にこめ米ロード東側の約20ヘクタール、令和7年度と令和8年度にかけて西側の2つの工区、約100ヘクタールの区画整理工事を行う予定となっております。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それでは、再質問に移らせていただきます。

まずは、収入保険、農業者年金の状況は分かりました。加入状況について答弁お願いします。先に収入保険のほうをお願いします。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 農業委員、農地利用最適化推進委員の農業経営収入保険の加入状況についてお答えいたします。

収入保険への加入状況につきましては、農業委員、推進委員40名のうち、17名が本人または本人が構成員となっている法人として加入しております。ほかに市が進める農業者自らが加入するセーフティーネットへの加入状況については、40名のうち35名が収入確保のためナラシ対策や水稲共済など、いずれかのセーフティーネットへ加入しております。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 収入保険は分かりました。農業者年金についての状況をお知らせ願います。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 農業委員、農地利用最適化推進委員の農業者年金加入状況についてお答えいたします。

農業委員、推進委員40名のうち、既に年金受給者である委員が1名、待機者が2名、受給資格がない委員6名、加入者が4名となっております。農業委員、推進委員の農業

者年金加入については少ない状況にありますが、委員本人の年齢や営農形態から加入要件を満たさない委員がいることも要因の一つであります。

農業委員、推進委員は、日々の活動の中で地域の農業者の経営状況等についても理解していることから、農業者のニーズや課題を理解し、農業者年金の推進を図ることが重要な役割となっていると理解しております。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 収入保険並びに農業者年金の加入状況は分かりました。しかしながら、一般の農家の人たちは収入保険、農業者年金に対しても、説明を求めている農業委員や推進委員の人たちが直接説明できないです。だから、もっと勉強して、農業委員の人たちは説明を個人でも、職員でなくてもできるようになってほしい。なぜかというところ、田んぼにいて話していても、「あら、わあ、それ分かぬだいな」と、そういうようなことのないように、これから努力して頑張っていってほしいと思います。

次に、今後の遊休農地の活用についてを質問いたします。耕作放棄地の状況についてお知らせください。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 耕作放棄地の活用状況についてお答えいたします。

農地パトロール等により、耕作放棄地と判定された農地については、国の補助事業である耕作放棄地再生利用緊急交付金を活用し、新規就農者や農地利用最適化推進委員が耕作し、菊芋やつくね芋等を作付している事例もあります。また、農業委員会では、子供たちに農業や食に興味を持ってもらうために、サツマイモの定植、収穫を体験する事業を毎年実施しています。その体験の場として、松野木地区の遊休農地を活用し、その後所有者に再び農地として返還された例もあります。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 遊休農地の活用は、私農業委員やっていたときから、もう20年、30年前からやっているケースではありますが、遊休農地を市民の皆さんに貸して、農業に触れ合う機会を大いに持って貸し出す等をして、解消の取組を図ってほしいと思います。

それと、このたび農業委員会だより、全国農業委員会のほうで表彰を受けたそうですが、大変名誉なことだと思います。本当に農業委員の活動として、会長をはじめ皆さんに敬意を表するものと思います。本当におめでとうございます。

それでは、今後の五所川原の農業について、先のことについてちょっとお話お願いしたいと思います。規模拡大・集積事業の状況についてでありましたけれども、長富の経

緯は分かりました。今現在私の手元にある資料によりますと、農業者人口が市全体5万3,000人のたった4.63%しかありませんけれども、この中の、まず5万3,000人のうちの2,491人が農業をやっているそうです。その中の後継者がいるって答えたのが約50%、この人たちの中に28経営体の法人のグループがあります。この人たちが今現在作っている面積が678.61町歩。そうすると、1経営体が今現在作っているのが23町歩、平均の。これは、今これから遊休農地でまず田やめる人たちがいれば、28経営体の人たちでこれを作るってなれば、1人100町歩近い農地をこなさなければいけないと思うんです。そのために農地集積とか国で掲げているけれども、その集積するために、まずここさ経費削減するためには、そっちさまとめる、こっちさまとめるっても、条件の同じような農地でない誰も借り受けられないわけです。今中山間地帯とか、そういうところの面積借りている土地は返していくと。そうでないと、100町歩、200町歩の農地を私たち法人はやっていけないって、そういう声がいっぱい聞かれています。それに対して、市としてはどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 では、集積等の件について、まずお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、我々としてもやはり農業従事者の高齢化、そして農業後継者が加速度的に減少していくと、これにはすごく危惧の念を抱いておるわけであります。先ほどおっしゃいましたように、大規模農家がこれから100町歩近い、例えば水田農業を実施していくとなれば、やはりきちっとした基盤整備、これが非常に重要になってくるだろうというふうに考えています。そのことを実現するために、モデルとして今回長富地区、約120町歩、この圃場整備をやらせていただいているわけですがけれども、これについては2ヘクタール規模の区画の水田で、地下かんがいという超近代的な圃場整備を今実施するわけですがけれども、この中でやはりスマート農業も含めた、これから地域農業を担っていく方々がモデルとできるような、そういう圃場整備をしっかりと行いながら、その中に市としても様々な支援策をこれから取り入れて、それを見た周りの若い後継者も含めた地域農家の方々が、よし、俺もやるぞと、そういう意欲を出していただければ、我々としても事業効果として非常に大きいものというふうに考えています。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 今、大変副市長さんの答弁はよいと思います。でも、認定農業者協議会で東北農政局の方が来たときに、私質問したんです。今50代の人たちが農業再生、規模拡大やってスマート農業やりたいってなったときに、できますかって質問したんです。市のトップが手挙げればできますって言ったんです。市長さん、何とかそこはこれ

からの後継者に対しても常に意欲を見せて、長富終わったんで空間置くということなく、次から次へとそれをやって行ってほしい、そう思います。どうですか、ひとつお願いします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 まず、この西北五地域、市も事業を導入しましたけれども、GNSS局、これがほぼ西北五地区満遍なく受信できるような地帯になりました。当然そのために市も独自に自動操舵等の導入事業をつくりましたけれども、県のほうも市の要望に応じてくれまして、一昨年、それから昨年の補正で、そういう自動操舵の装置が導入できる事業を共に実施いたしました。市としても、どのくらい要望者が来るのかってというのは、ちょっと不安もあったんですけども、約30件で、市の事業もほぼ満額の12件導入がなされました。今年度も7件の農家から導入したいという要望が出てきておりますので、やはりこういうようなGNSS局等を活用した省力化、それから大規模な耕作面積をこなす、そのための機械の導入も含めて、やはりこれから圃場整備を長富だけではなくて順次、それも予算の許す限りにおいて、国、県等と協議しながらしっかりと検討してまいりたいというふうに思っています。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 今副市長さんであったけれども、市長さん、やりますよね。今モデルで金谷さんところやっていますけれども、大変いいですよ。だから、これから意欲を持った人たちを育てていくためにも、市長さんの声をひとつお願いします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今副市長からもありましたけれども、これからのやっぱり農業というのは、いや応なしに後継者がなくなっていくと。そして、若い後継者を育てるためには、やはり生産性を高めるような状況をつくっていかなくちゃいけないということで、今回長富の区画整理、長らくなかなか手をつけられない状態でしたけれども、全関係者がこの事業に賛同いただいて、ようやく進むことができました。この状況を見れば、若い方がこういう状況を見て、これからのAIを使ったり、いろんな方法を使って、新しい農業に取り組む若い世代をいかに誘導していくかということは、行政にとっても一番大事なことです。この長富を一つのきっかけとして、これからの市の農業のあるべき姿はここからきちっと見えていくと思いますので、その状況を見ながら次の段階に入れるときは、きちっと県、国とも連携を取りながら、地域の基幹産業である農業をしっかりと守っていく覚悟でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 市長さんの大変力強い……やりますよね。やりましょう。これをお願いし、要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって松本和春議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時06分 散会

令和5年五所川原市議会第3回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和5年6月7日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）から議案第59号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	14番 寺田幸光 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二

福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第43号から議案第59号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから議案第59号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの17件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りします。議案第49号 専決処分の承認を求めることについてから議案第52号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1番 花田勝暁議員	2番 和田祐治議員
3番 伊藤雅輝議員	5番 高橋美奈議員
6番 藤田成保議員	7番 金谷勝議員
8番 秋田幸保議員	9番 藤森真悦議員
10番 黒沼剛議員	16番 平山秀直議員
17番 桑田哲明議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を

行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました4件を除く13件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会審査及び議事整理のため、明8日及び9日の両日並びに12日から15日までの都合6日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6日間は休会することに決しました。

なお、10日及び11日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は16日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時05分 散会

令和 5 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

令和 5 年 6 月 1 6 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 5 3 号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 9 号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 7 議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第 5 4 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 5 5 号 工事請負契約の一部変更について
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 1 1 議案第 5 6 号 財産の取得について
- 第 1 2 議案第 5 7 号 市道路線の認定について
- 第 1 3 議案第 5 8 号 訴えの提起について
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）

- 第14 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第2号））
- 第15 議案第50号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第51号 令和5年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第52号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第18 議案第65号 令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
-

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	14番 寺田幸光 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員
17番 桑田哲明 議員	18番 鳴海初男 議員
19番 山田善治 議員	20番 木村博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二

福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎表彰状の伝達

○木村清一議長 おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

議事に入る前に、去る6月14日開催の全国市議会議長会第99回定期総会において、長年にわたり市政の振興に努められた功績により、在職25年以上の議員として山口孝夫議員及び前五所川原市議会議員、磯邊勇司氏の2名が、在職20年以上の議員として伊藤永慈議員及び前五所川原市議会議員、秋元洋子氏の2名が、また正副議長在職8年以上の議員として前五所川原市議会議員、磯邊勇司氏が、副議長在職4年以上の議員として前五所川原市議会副議長、吉岡良浩氏が表彰されました。受賞の方々に対し、心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

これより表彰状の伝達を行います。表彰を受けられた方々は、前のほうにお願いします。

表 彰 状

五所川原市

山 口 孝 夫 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第99回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和5年6月14日

全国市議会議長会

会長 坊 恭 寿

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

伊藤永慈 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第99回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和5年6月14日

全国市議会議長会

会長 坊 恭 寿

(表彰状贈呈)

(拍手)

○木村清一議長 以上をもって、表彰状の伝達を終わります。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

このたび全国市議会議長会の表彰の栄に浴されました山口孝夫議員、伊藤永慈議員、磯邊勇司前議長、吉岡良浩前副議長、秋元洋子前議員に対しまして、一言御挨拶を、お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

このたびの表彰は、議員各位の長年にわたる市勢伸展、市民福祉の向上に取り組まれた御功績が認められたものであり、心より敬意と祝意を表すものであります。今回の表彰を一つの契機として、今後とも御健康に十分留意いただきながら、当市のさらなる発展のため、より一層の御支援と御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。誠におめでとうございます。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎諸般の報告

○木村清一議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第43号から

日程第6 議案第59号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてから日程第6、議案第59号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。それでは、令和5年第3回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案6件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、特定小型原動機付自転車の運転時のヘルメットの着用についての質疑があり、ヘルメットの着用は努力義務であるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第44号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、条例の対象となる業種についての質疑があり、対象となる業種が製造業、農林水産販売業、旅館業、情報サービス業であるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第45号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、都市計画税条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第46号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、五所川原市

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、該当する企業が2者だけなのか、制度の周知について等の質疑があり、該当は2者のみである、ホームページで周知しているが、商工部門や産業部門へ相談があった際に伝えているとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第53号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は日本国民に準じて実施される外国人に対する生活保護の事務において、マイナンバーを用いた特定個人情報の利用及び情報連携を可能とするため条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件はつがる西北五広域連合の共同処理する事務及びつがる西北五広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第43号から議案第46号までの4件は承認、議案第53号及び議案第59号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 7 議案第47号から

日程第10 議案第55号まで

○木村清一議長 次に、日程第7、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてから日程第10、議案第55号 工事請負契約の一部変更についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案4件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めらるるものであり、主な改正内容は新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例措置を令和5年3月31日から令和6年3月31日に1年間延長するもの、また国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の上限額を20万円から22万円に引き上げ、これに基礎課税額と介護納付金課税額を加えた国民健康保険税の上限額は102万円から104万円になること、さらに同税の軽減判定について、軽減判定基準に関わる被保険者数1人につき加算するべき金額を5割軽減判定に当たっては28万5,000円から29万円に、2割軽減判定に当たっては52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めらるるものであり、主な改正内容は新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、介護保険料の減免申請書の提出期限に関する特例措置を令和5年3月31日から令和6年3月31日に1年間延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第54号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は教育委員会の附属機関として新たに五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置審議会を設置し、また担当する事務のほか、審議会の委員報酬を日額5,700円とするなど所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は市浦地区

健康増進施設新築建築工事に係る工事請負金額を増額変更するものであり、1億5,237万8,600円から1億6,476万9,000円へと変更となるもので、主な変更理由は確認申請による指摘事項により基礎の形状が変わったこと、また資材納入の遅れによる工期延長に伴うものでありますとの説明に対し、最終的な工期及びオープンについて、建築工事の1,200万円のほかに別契約している電気、設備等の経費についてなどの質疑がありました。建物の建築工事は7月の20日に、外構工事は7月25日に終了し、オープンは8月11日の予定であります。電気工事と機械工事はそれぞれ約200万円ずつ、そのほか設計監理に72万円契約変更しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第47号及び議案第48号の2件は承認、議案第54号及び議案第55号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第11 議案第56号から

日程第13 議案第58号まで

○木村清一議長 次に、日程第11、議案第56号 財産の取得についてから日程第13、議案第58号 訴えの提起についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○寺田幸光経済建設常任委員長 一登壇一

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案3件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第56号 財産の取得についてであります。本件は五所川原地区に配備している2.6メートル級のロータリー除雪車が購入後19年を経過し、老朽化が著しいことから、買換えするものであるとの説明に対し、代替車両の一般公募についての質疑があり、一般公募は納入時期の1か月前からの実施を予定しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 市道路線の認定についてであります。本件は五所川原市字一ツ谷地内においての宅地造成に伴い、寄附採納願があった道路であり、市道認定要件を満たすものと認められることから、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、宅地造成前の地目についての質疑があり、田であったが農地転用の許可済みであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 訴えの提起についてであります。本件は市営住宅入居者の死亡につき、相続人に対する家賃滞納による建物の明渡し並びに滞納家賃等を請求するものであるとの説明に対し、1つ、滞納の解消について、もう一つは連帯保証人についての質疑があり、滞納の解消については電話連絡や督促状、催告書等の送付、訪問等により行っている、入居時には連帯保証人は必要であり、滞納状態が二、三か月続く場合は連帯保証人にもお知らせしているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第14 議案第49号から

日程第17 議案第52号まで

○木村清一議長 次に、日程第14、議案第49号 専決処分承認を求めることについてか

ら日程第17、議案第52号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○高橋美奈予算特別委員長 一登壇一

去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、高橋美奈が、副委員長に金谷勝委員が選任され、翌8日に付託されました議案4件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第49号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）については、歳出第3款、物価高騰対策支援給付金事業及び物価高騰対策支援給付金の内容についての質疑に対し、令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するもので、対象世帯を1万世帯と見込んでいる、また住民税均等割のみ課税されている世帯に対しても1世帯当たり3万円を給付するもので、対象世帯を1,500世帯と見込んでおり、原案が可決されれば共に7月中旬に支給の案内を発送し、8月中旬以降の振込を予定しているとの答弁がありました。

同じく歳出第3款、生活保護適正化等事業のシステム改修業務委託料の内容についての質疑に対し、5年に1回生活保護基準の見直しがあり、令和5年10月以降における生活保護費、生活保護基準額の見直し、また被保護者調査に関する調査項目の追加に伴うもので、これは全国一斉に対応する必要があり、システム改修に伴う経費は国から2分の1の補助があるとの答弁がありました。

次に、歳出第7款、公園管理費の工事請負費の内容についての質疑に対し、今回一般財団法人自治総合センターが行っている地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、市町村や自治会などが行う様々な地域コミュニティに資する取組を支援する宝くじ社会貢献広報事業を活用し、松島団地児童公園にバケットシート式の2連ブランコを設置するとの答弁がありました。

同じく歳出第7款、物価高騰対策事業継続支援金支給事業における想定事業者数及び手続についての質疑に対し、7業種、約700事業者を想定しており、内訳として飲食業が約350、小売業が約200、生活関連サービス業、洗濯業、理容、美容、公衆浴場、合わせて約115、運輸業が約27、観光業が約8前後の事業者を想定している、また手続は申請が

必要であり、要件に合致した場合は支給対象になるとの答弁がありました。

同じく歳出第7款、商工振興補助金における工場用地取得助成金の算出方法等についての質疑に対し、本助成金は五所川原市工場用地取得助成金条例に基づき企業等へ交付するものであり、交付要件として用途地域で定める工業専用地域内の立地であること、土地の取得面積が3,000平米以上で、かつ工場の建築面積が500平米以上であること、土地取得後3年以内に工場を操業することが要件となる、また交付金額は市長が適正と認めた取得額のうち、土地取得後3年以内に支払った額の5%以内、ただし上限を1億円とするとの答弁がありました。

次に、歳出第10款、つがる克雪ドーム改修事業における修繕内容についての質疑に対し、令和5年1月11日の落雪により避雷導体を固定している部分の破損が判明し、この避雷導体は落雷があった際に地中に安全に雷を流す設備で、建築基準法で高さ20メートルを超える施設には設置義務があり、全部で10か所設置されているうちの今回1か所を再固定するものであるとの答弁がありました。

同じく歳出第10款、就学児童・生徒入学費用支援金支給事業において、新小学生、新中学生の人数及び支援額の内容についての質疑に対し、令和5年度における小学生入学者が317名、中学生入学者が359名、小中学校合計で676名である、また支援額は小学校入学の保護者に対し3万円、中学校入学の保護者に対し5万円とし、ランドセルやかばん、学用品の購入費用として支援するものである、また中学生は学校指定のシューズやジャージ等の購入も考慮したため、小中学生の支援額に差額を設けたとの答弁がありました。審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和5年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和5年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第49号は承認、議案第50号から議案第52号までの3

件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第18 議案第65号

○木村清一議長 次に、日程第18、議案第65号 令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第65号は、令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)であります。

資本的収入の既決予定額に2,990万円を追加し、合計額を6億8,507万6,000円とし、資本的支出の既決予定額に2,996万4,000円を追加し、合計額を13億7,914万1,000円とするものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号 令和5年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和5年第3回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、高橋予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映してまいります。

さて、本定例会では長引く物価高騰による影響が特に大きい市民の生活を守るため、国、県の交付金を活用した給付金及び支援金を支給するとともに、事業者の負担軽減のため、市独自の事業継続支援金について議決いただきましたところであります。市といたしましては、これからの支援金等を速やかにお届けできるよう準備を進め、物価高騰に直面している市民や事業者を支援してまいりたいと考えております。

また、五穀豊穰や悪疫退散などを祈願する虫送りをはじめ、様々な催しが各地域で再開されつつあるほか、運行25周年を迎える五所川原立佞武多が4年ぶりに通常コースでの開催が決定されたところでもあります。これも地域の皆様の待ち望む声に応えた関係各位の並々ならぬ御尽力のたまものであると深く敬意を表するとともに、今年の祭りが地域に活気を呼び込み、まちににぎわいを取り戻す契機となるよう、議員各位にはより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、これから夏に向かって暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和5年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月16日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 藤 森 真 悦

五所川原市議会議員 黒 沼 剛

五所川原市議会議員 松 本 和 春